

平成 25 年第 5 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 25 年 12 月 10 日 開会

平成 25 年 12 月 13 日 閉会

鋸南町議会

平成 25 年第 5 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 3 号) について)
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 4 号) について)
- 議案第 3 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 議案第 8 号 平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 9 号 平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 10 号 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 11 号 平成 25 年度鋸南町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

平成 25 年第 5 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (12 月 10 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	11
三国幸次君	11
緒方猛君	20
鈴木辰也君	37
笹生正己君	49
渡邊信廣君	64
散会の宣言	79

第2号（12月13日）

議事日程	80
本日の会議に付した事件	80
出席議員	80
欠席議員	81
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	81
本会議に職務のため出席した者の職氏名	81
開会の宣言	82
議事日程の報告	82
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
閉会宣言	107

鋸南町告示第49号

平成25年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年12月6日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成25年12月10日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成25年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年12月10日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問 [5名]
① 12番 三国幸次 議員
② 3番 緒方 猛 議員
③ 4番 鈴木辰也 議員
④ 9番 笹生正己 議員
⑤ 1番 渡邊信廣 議員

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 (12名)

1番 渡邊信廣君	2番 小藤田一幸君
3番 緒方 猛君	4番 鈴木辰也君
5番 手塚 節君	6番 黒川大司君
7番 伊藤茂明君	8番 松岡直行君
9番 笹生正己君	10番 平島孝一郎君
11番 中村 豊君	12番 三国幸次君

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石治和君	副町長 川名吾一君
教 育 長 富永清人君	会計管理者 篠原一成君
総務企画課長 内田正司君	税務住民課長 福原傳夫君
保健福祉課長 渡邊昌廣君	地域振興課長 菊間幸一君
教 育 課 長 前田義夫君	水道課長 近江義仁君
監 査 委 員 川名洋司君	総務管理室長 福原規生君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増 田 光 俊

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成25年第5回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会から傍聴の申し出があり、許可いたしました。

なお、傍聴席については定員28名のほか12席を用意してあります。したがって、40名までを許可いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様には、お願いいたしますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくようお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

6番 黒川大司君、12番 三国幸次君、この両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る 12 月 3 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る 12 月の 3 日午前 10 時から議会運営委員会を開き、平成 25 年第 5 回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から 13 日までの 4 日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行いたいと思います。

今定例会には、町長提出議案 11 件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い本日は散会をしたいと思います。

12 月 11 日、12 日は議案調査のため休会とし、12 月の 13 日は午後 2 時から会議を開き、議案第 1 号から議案第 11 号まで、順次上程の上、質疑・討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問でございますけれども、一般質問一覧表のとおり今定例会には三国幸次君、緒方猛君、鈴木辰也君、笹生正己君と私、渡邊信廣の 5 名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から 13 日までの 4 日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には 5 名の諸君から通告がなされております。一般質問の時間は 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された要望書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 25 年第 5 回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜りまして厚く感謝を申し上げる次第であります。

本定例会に、町長として 11 件の議案を提案をさせていただいておりますので、その概略について説明申し上げます。

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について）」であります。台風 18 号による被害に係る、B & G プール上、上屋膜体の修繕費、195 万 3,000 円を、9 月 24 日付で専決処分をいたしましたので、議会の御承認をお願いするものでございます。

議案第 2 号は「専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 4 号）について）」であります。これは台風 26 号による災害による、測量・設計等業務委託費及び資料館等公共施設の修繕費として、2,144 万 8,000 円を、10 月 31 日付で専決処分いたしましたので、議会の御承認をお願いをするものでございます。

議案第 3 号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の勧告に基づき条例の改正をお願いするものであ

ります。若年層に限定して1級から3級の給料表の引き上げ改定及び、55歳を超える職員の昇給抑制をするものでございます。

議案第4号「鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。省令の一部改正に伴い、特例措置に適用される取得価格を2,700万円に改定する他、失効期限を5年間延長をし平成33年3月31日にするものでございます。

議案第5号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、消費税率が平成26年4月1日から現行5%から8%に改定されることから、水道料金、メーター使用料及び加入者分担金について100分の108を乗じた額に改めようとするものでございます。

議案第6号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。消費税率の改定に伴い、文書料及び入院病室の差額金について消費税率5%から8%を加算した額に改正をしようとするものであります。

議案第7号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算(第5号)について」であります。2億9,958万4,000円を増額補正し、補正後の総額を42億7,159万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものを説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、総額でマイナスの409万4,000円の減額となるものでございます。

民生費では、温泉揚湯装置設置及び温泉引込工事費935万6,000円その他、学童保育所改修工事費392万7,000円をお願いをいたしました。

衛生費では、安房医療福祉専門学校建設等事業費補助金205万4,000円、保健福祉センター空調の設備改修費として設計及び工事請負費で1,641万円をお願いしてございます。病院会計には、旧法務局解体工事費及び防水工事等設計委託費として1,785万9,000円を繰り出しをするものであります。

農林水産事業費では、保田漁港野積場補修工事費460万円をお願いをいたしました。

次に、教育費ですが、小学校費では、勝山小学校プール浄化装置改修費760万4,000円、鋸南小学校開校記念碑85万円をお願いをいたしました。中学校費では、体育館の照明設備改修工事で121万7,000円をお願いをいたしております。

災害復旧費では、台風26号による災害復旧費として、道路橋梁災害復旧費では8路線、6,650万円、河川災害復旧費では2カ所、1,150万円、農地災害復旧費では3カ所、936万6,000円、農業用施設災害復旧費では2カ所、163万8,000円をお願いをいたしました。

また、漁港施設災害復旧費では、吉浜護岸の復旧工事費130万円をお願いをしております。

次に、諸支出金では、財政調整基金積立金1億4,433万1,000円をお願いをいたしました。補正後の財政調整基金の残高は、9億8,646万円となる予定でございます。

次に歳入であります。歳出に充当する特定財源以外では、普通交付税の1億9,927万9,000円、宝くじ交付金617万円等を計上をいたしました。

議案の第8号「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、1,351万2,000円を増額をし、補正後の総額を12億6,259万円にしようとするものであります。

補正の主なものは、一般被保険者療養給付費208万2,000円、一般及び退職被保険者高額療養費で1,140万7,000円を増額をお願いをしております。

その財源としては、国庫療養給付費負担金286万4,000円、療養給付費等交付金453万8,000円、一般被保険者第三者納付金537万1,000円等を予定をしております。

議案の第9号「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。20万円を増額し、補正後の総額を、1億559万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容は、人間ドッグの助成金2万円の増額をお願いするもので。

訂正させていただきます。

20万円の増額をお願いをするもので、同額を一般会計から繰り入れするものでございます。

議案の第10号「平成25年度鋸南町病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。収益的収支では、一般会計からの補助金1,500万円により、旧法務局の建物の取り壊しを行うものです。

資本的収支では、一般会計からの出資金285万9,000円により、屋上防水対策等施設の改修設計を行うものでございます。

議案の第11号「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。収益的支出では給与改定に伴い職員給与費1万6,000円を増額をお願いをするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、台風26号による被害状況について御報告をいたします。

この台風は、10月16日未明に房総沖を通過し、降り始めからの総雨量は、372.5ミリを記録したわけであります。

被害状況は、町内の各所で、土砂の崩落などによる道路の通行不能や河川護岸の破損あるいは、海岸の流木の撤去など37カ所、事業費で1億1,000万円となっております。

町といたしましては、町民の皆さんが通常の生活に戻れるよう早急に町道の復旧等を行ったところでございますが、災害箇所の中には、佐久間川や保田川など国・県の予算を活用して復旧するところもございます。

これらの場所については、来年の1月14日からの国の災害査定が終了後に工事対応と

なりますので、町民の皆さんの御理解と御協力をお願いをいたしたいと思えます。

次に、第 61 回千葉県乳牛共進会について御報告をいたします。

11 月 4 日、千葉県家畜市場で開催され、千葉県内 10 支部から選抜をされた 72 頭が出品されました。部門別に乳房・骨格、さらに歩き方など個体のバランスを比較し、審査が行われました。

鋸南町からも安房郡市代表として 3 頭が出品となり、金木健治さん所有のネーザーランドメージーアイオン号が経産第 5 部において、県のチャンピオンとなりました。誠にめでたうございます。

次に、町内一斉清掃について御報告をいたします。

去る、12 月 1 日日曜日に行われました一斉清掃でございますが、可燃ゴミやビン・缶等含めまして、約 7.2 トンのゴミが収集されました。

御協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様、御苦勞さまでございました。

今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御願いをいたします。

次に、年末年始にかけての行事につきまして御案内申し上げます。

初めに、鋸南町の花まつりの第一章でもあります「水仙まつり」は、12 月 14 日土曜日から 2 月の 2 日、日曜日までの間、開催いたします。

水仙まつりに併せて、期間中の 1 月 6 日から 2 月の 2 日まで J R 主催の「駅からハイキング」が実施をされます。また、江月水仙広場にて 1 月の 12 日日曜日及び 1 月の 19 日日曜日には、佐久間ダム公園で水仙まつりイベントが予定をされております。

今年も多くのお観光客が当町を訪れますよう期待をしております。

次に、都市交流施設整備事業について御報告いたします。

去る 12 月の 5 日木曜日、中央公民館におきまして設計業務プロポーザルの 2 次審査を一般公開により実施をし、審査の結果、「N. A. S. A 設計共同体」を契約候補者として選考いたしました。今後は当該事業者と契約締結の交渉を進めてまいりますので、よろしくお知らせをいたします。

次に、出初式について、申し上げます。

1 月の 5 日日曜日午前 10 時から、保田小学校を会場として行います。ぜひ、御覧をいただきたいと思えます。

次に、第 34 回の鋸南町農業祭について申し上げます。

1 月 18 日の土曜日と 19 日の日曜日、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近代化と地域農業の発展を目的に中央公民館で開催されます。

併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里特産品フェア」も開催をいたしますので、多数の御来場をお待ちしております。

次に、「健康・福祉まつり」について、申し上げます。

「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、今年で 6 回目となります「鋸

南町健康・福祉まつり」を、1月25日土曜日中央公民館で開催をいたします。

多彩な催しを通じ、町民の皆さんに健康について関心を持っていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

初めに、勝山小学校管理特別教室棟の改築について申し上げます。

平成23年度から進めてまいりました管理特別教室棟がこの度完成し、11月19日に竣工式を行いました。念願でありました勝山小学校の改築事業はこれで終了いたしますが、この間、町議会、学校関係者、さらには地域の方々には御協力をいただき、誠にありがとうございました。

この後も、教育施設の整備はありますが、引き続き御協力ををお願いいたします。

次に、千葉県教育功労者表彰が、11月1日千葉ポートタワーでございまして、鋸南中学校が団体表彰を受賞をいたしました。生徒一人ひとりを大切にする教育実践が高く評価されたものです。今後も、子どもたちの教育をお願いいたします。大変おめでとうございます。

次に、小学校の閉校記念行事について申し上げます。

平成26年4月に小学校が統合をし、鋸南小学校としてスタートいたします。

各小学校におきましては、2月の22日に閉校記念行事を行います。

次に、シニア世代を対象とした総合スポーツ大会である日本スポーツマスターズについてであります。本年は福岡県で開催され、9月の16日に行われた空手道競技男子組手7部、70歳以上に出場した池田重雄さんが、第5位と健闘をされました。

次に、千葉県スポーツ少年団空手道交流大会についてでございますが、10月6日に千葉市の県武道館で行われ、小学3年、形の部で、高橋大和君が準優勝し、来年7月に神奈川県で行われる関東大会に出場することになりました。

また、11月24日に同会場で、第2回千葉県選抜中学校空手道選手権が開催をされ、中学2年男子組手の部で鈴木宏汰君が準優勝となり、3月に北海道で行われる全国中学生選抜空手道選手権大会に出場することになりました。

両選手の健闘を期待をしております。

次に、新春マラソン記録会について、申し上げます。

正月恒例の新春マラソン記録会は、1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースにおいて、鋸南中学校を会場に1月12日日曜日午前10時から行います。大勢の参加を期待をしております。

次に、成人式について、申し上げます。

1月の12日日曜日午後2時から中央公民館で成人式を行います。

84名の方々が成人の仲間入りをし、恒例の記念講演会は、劇団四季に23年間所属をし、5,000回を超えるステージに出演された館山市在住の遠藤敏彦さんと遠藤園さん御夫妻を、御夫婦を講師としてお招きし開催をいたします。

次に、第 53 回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が 1 月 26 日（日曜日）、鋸南中学校を会場に開催をされます。町内外から大勢の小・中学生が訪れます。鋸南町の児童・生徒の活躍を期待をしております。

最後に、菱川師宣記念館の特別展について、申し上げます。

1 月の 2 日（木曜日）から 3 月の 16 日（日曜日）まで、特別展「明治のおもしろ事件簿 錦絵新聞展」を開催いたします。

明治の新聞に取り上げられた、ゆかいな記事、感心する記事などを浮世絵で描いた錦絵新聞を御紹介いたします。ぜひ、御観覧下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。報告事項で確認したいことがございますでしょうか。

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎ 12 番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

日程第 4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり 5 名の諸君から通告がなされておりますのでこれより質問を許します。

初めに三国幸次君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

12 番 三国幸次君。

〔12 番 三国幸次君 質問席に着席〕

【ベルが鳴る】

○ 12 番（三国幸次君）

私は、鋸南開発の汚染土壌処理施設設置計画に関連して、岩石採取場における掘り下がり採取跡地の埋め戻しについて質問します。

鋸南開発の汚染土壌処理施設設置についての事前協議書が千葉県に提出されたのが昨年 2 月です。

私が一般質問で鋸南開発の汚染土壌処理施設設置計画を取り上げたのが昨年の 3 月議会です。

その後、「鋸南町の環境と子どもを守る会」が結成され、汚染土壌処理施設設置計画に

反対する署名活動を始め、講演会や関係機関への陳情などに取り組んできました。そして、行政区や各種団体でも反対決議がされました。

私は、「鋸南町の環境と子どもを守る会」の皆さん、反対する活動に取り組んでいる皆さんに、敬意を表明するものです。

千葉県に汚染土壌処理施設設置についての事前協議書が提出されてから1年10カ月になりますが、現在も事前協議中です。

鋸南開発の汚染土壌処理施設設置計画をめぐって、県の対応に理解できないことや疑問に思うことがあります。

その1点目は、土壌汚染対策法、以後土対法と言いますが、公布されたのが平成14年で平成15年から施行されました。土対法が作られてから10年も経つのに千葉県には土対法に基づく汚染土壌処理業に関する指導要綱、汚染土壌処理施設設置基準などがつくられていなかったことです。

千葉県では、鋸南開発の汚染土壌処理施設設置計画は初めてのことで、窓口は水質保全課とし、類似の産業廃棄物処理施設に準拠して対応する、とのことでした。

産業廃棄物処理施設設置では地元自治体との協議、地元住民の理解を得ることは必須の要件です。

県は説明会や町との協議を指導していましたが、地元住民の反対や町の反対もないがしろにするような動きがありました。これはとんでもないことであり、県には、類似の産業廃棄物処理施設に準拠した対応を貫くことを求めるものです。

2点目は、岩石採取場における掘り下がり、以後わかりやすく深掘りと表現します。掘り下がりの埋め戻しに対する対応です。

県は鋸南開発から埋め戻しは自社の採石場から発生する土壌で埋め戻し、緑化する、そして許可の要件を守るとの誓約書も付けて深掘りを許可しましたが、それをないがしろにする対応をしています。

新しい施設が合法であれば採石法に基づく埋め戻しをしなくてもいいような見解を示したりしています。

その他にも指摘したいことは色々ありますが、今回は岩石採取場における深掘り採取跡地の埋め戻しについて5点質問します。

1点目、鋸南開発の採石場の深掘りの経緯はどうなっていたのか。

2点目、千葉県は深掘りを認めるに当たって何を根拠にして対応したのか。

3点目、千葉県には埋め戻しについての基準はどのようになっているのか。

4点目、千葉県に場外から土砂等を搬入して埋め戻しを行う場合の安全基準をつくるよう要望する必要があると考えるがどうか。

5点目、鋸南町としても場外から土砂等を搬入して埋め戻しを行う場合の安全基準を作る必要があると考えるがどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

「岩石採取場における掘り下がり採掘跡地の埋戻しについて」お答えをいたします。

岩石採取計画の認可申請は、採石法の第33条に基づき、採取計画を記載して知事の認可を受けることとなっております。

鋸南開発株式会社は、昭和52年10月28日に、第1回目の認可を取得した上で、採取を開始をし現在に至っております。直近の採取計画では、採取場区域面積を22万2,427平米、掘削面積を9万9,326平米、掘削総量を152万9,835トンとし、掘削を終了した箇所から順次跡地を整備し、採取終了後は、森林に復旧する計画として認可をされております。

御質問の1点目の「鋸南開発の採石場の深掘りの経緯はどうなっていたのか」についてであります。該当地の採取計画は、事業者から千葉県に対し、平成17年9月29日付けで申請がなされ、平成17年11月28日に岩石採取計画の認可がなされたところであります。この認可期間は、平成17年12月1日から平成20年11月30日までで、この採取計画の時点では、「掘り下がり採掘」は計画されておりませんでした。

その後、認可期間中の平成19年6月7日付けで再度採取計画の認可申請がなされ、平成19年7月25日に認可がなされました。この認可期間は、平成19年8月1日から平成22年7月の31日までとなっております。

この申請における最大掘り下がりの深さは、海拔4.8メートル、採取量は22万380平米で、立方メートルで、埋戻し用土砂については、16万7,794立方メートルを場内表土等で、5万3,004立方メートルを他の認可採取場から購入する計画となっております。

その後、21年、平成21年10月9日付けで採取計画の認可申請がなされ、平成22年1月26日に認可がされております。この認可期間は、平成22年1月26日から平成24年12月31日までとなっております。

この申請における最大掘り下がりの深さは、海拔0.95メートル、採取量は47万7,800立方で、立方メートルで、埋戻し用土砂については、全量を場内表土等で行う計画となっております。

次に2点目、「千葉県は深掘りを認めるに当たって何を根拠にして対応したのか」についてであります。千葉県に確認をしましたところ、経済産業省、資源エネルギー庁で作成しております、採石技術指導基準書に基づき、千葉県岩石採取認可基準を作成し、掘り下がり採掘の場合には、採掘により岩石採取場周辺の公共施設、建築物、田、畑、井戸等に被害を与えないよう十分な措置を講ずることとし、掘削地点における掘削の深

さは、原則として平坦地、基準高から 15 メートル以下とすること。また、「掘り下がり採掘終了後は、原則として埋戻しを行うこと」としております。

次に 3 点目の「千葉県には埋戻しについての基準のようなものはどうなっているのか」についてであります。千葉県では岩石採取計画認可申請書作成要領に基づき、掘り下がり採掘を行おうとする箇所については、災害防止の観点から採掘後、埋戻しを行うものとしております。

この場合、埋戻し土砂については、「埋戻し土砂確保計画書を添付すること」が定められております。埋戻し土砂が場内廃土石等のみで不足する場合、自社の他の採取場の土砂、購入土砂または譲渡土砂により充当することとなっており、その場合については、自社、購入元又は譲渡元の証明を添付をすること」とされ、それぞれ様式が規定されております。

また、掘り下がり採掘の場合、埋戻し土砂確保計画書及び埋戻し土砂確保証明書を添付をし、掘り下がり採掘跡地の埋戻しに使用する埋戻し材について、場内表土等、あるいは自社の他の採取場の認可土砂、若しくは購入土砂で埋め戻すこと、一般廃棄物、産業廃棄物及びその他の有害物質等を搬入しないことを誓約をさせております。

その他の埋戻し材の使用について県に確認いたしましたところ、採石法上では採掘跡地の埋戻し材については、なんら規定はされていないとのことであります。

次に 4 点目、「千葉県に、場外から土砂等を搬入して埋戻しを行う場合の安全基準をつくるよう要望する必要があると考えるがどうか」についてであります。岩石採取計画の認可については、平成 12 年 4 月から、従前の機関委任事務から自治事務となり、その運用は許可権者である千葉県知事の裁量となっております。

申請者に対し、採石法を的確に理解、遵守するよう指導をしていただくためにも、千葉県において安全基準を作成していただくよう要望してまいりたいと考えております。

次に 5 点目の「鋸南町としても場外から土砂等を搬入して埋戻しを行う場合の安全基準を作る必要があると考えるがどうか」についてであります。許可権者である、許可権者であります千葉県が安全基準を作成するに当たっては、町として、採掘の基準や埋戻し土砂等の種類、発生土等の調査方法などを基準に盛り込むよう要望をしてまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

1 点目の深掘りの経緯に関連して再質問します。

まず、深掘りは平成 19 年から始まって現在の海拔 0.95 メートルまでという所まで深掘りしたわけですね。私これ、常識で考えると本当に驚きました。あと少しで海拔ゼロ

メートルになるところまで掘っちゃっているんですね。そのことについては2点目の認可の根拠がありますのでそこに譲るとしまして、問題はその間の県の指導監督がどのように行われていたかですね。答弁にありましたように最後の申請では、自社から発生する土砂で埋戻しをします。それを確保するという事になったはずですが、その辺について、私が見たところ、そのような土砂が確保されていたような形跡がうかがえないです。その、深掘りをしていく間で県の調査や監督はどのように行われていたのか、もしわかれば、わかる範囲でお答え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この件につきましては、県の方では四半期毎に現場の立ち入り検査を行っております。それらに基づきまして、現場に立ち入った時にですね、指導等を行っているというふう聞いております。

○議長（伊藤茂明）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

その際ですね、その、許可どおりにやられていない、いなかった場合にやりなさいという指導をしていたかもしれませんが、それが実際に行われたのかどうか、その辺については多分そういう情報なんか紙としてとか残ってないと思うんでわかんないと思うんですが、私は指導は受けても、鋸南開発はそれらを守っていなかったんじゃないかと考えます。その辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

その辺の内容につきましてはですね、一緒に同行をしていなかったということもありまして把握はできておりません。今後につきましては四半期毎に県の方が立ち入り検査を行うに当たりまして、町の方もですね同行いたしまして、同じような目線でチェックをしていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は、はい。

○12番（三国幸次君）

それでは2点目の深掘りを始めるに当たっての県の許可する根拠について再質問します。

答弁では深掘りの深さは原則として平坦地、基準高さから15メートル以下、以内か、以下、というような答弁がありました。この平坦地、基準にする所はどのような所を基準にしているのか。わかる範囲でお答えください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

例えば鋸南開発におきましては、県道が走っております。その県道の高さが海拔 13 メートルということになりますので、その海拔を基準にしていくという形になるろうかと思えます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は、はい。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今基準にしているのが県道と言いました。これ県道が海拔 13 メートルって言いましたよね。深掘りは 15 メートル以下とすると。これ見ますと、要するに事業所の海拔が低ければ、15 メートル以内だったら海拔以下までオッケーというこれ、許可基準なんですね。

これやっぱり千葉県はその許可する場所なんかについてももう少し詳しいきちんとした基準を設ける必要があるんじゃないかと思うんですね。

これ山の高い方で、もっと平坦地の基準になる所が高ければ 15 メートル以内の深掘りでも海拔近くまでいくことはないと思うんですが、鋸南開発の場合は海拔 13 メートルの地点からですから、これ、鋸南開発がその気になれば海拔以下まで掘れてしまう内容の許可基準なんですね。

でも、常識から考えれば海拔以下にすれば水が出てくるとかっていうことがあって、それはしないだろうというような判断があるかと思いますが、そういう点も含めてね、この県の採石の許可、それから監督指導、これ極めてこれまで、不十分なまま行われていたというふうに私思います。

その辺について、町長感想どうですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

三国議員の千葉県の指導監督と言いますか、その点について町長はどうかという話がありますが、仮にですね、県がちきつとした監督をして、指導をしていけば、現在の鋸南町の採石場のような形にはなっていないと私は判断をしております。そういうような感想を持っております。

なぜならば、鋸山の奥にはですね、既に大きい穴が開いていて、そこに水がたまっている状況の採石場があったわけですから、あるわけですから、そのことを見てもですね、県の採石行政と言いますか、その辺の指導またはいろいろな行政対策と言いますか、そういうことについては甚だ疑問はございます。

それが本当の気持ちであります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

町長も疑問を持っているという答えがありました。

これ前の質問の時も言いましたけれども、採石場跡地がきちんと緑化されたことがないんですね。業者によっては1回か2回植栽をしたりとかっているのはありますが、その後そのまま放置されています。

しかし、採石法の許可要件でいけば、緑化するのは1年や2年で終わらないから、継続してそれを管理するという規定になっているんですね。

私の記憶するところでは、鋸南町だけではなく他でもそうですけれども、許可どおりに業者が後始末をしたというものは一つも見えておりません。

挙句の果て、酷い所は掘ったまま休業状態にして、権利を売却してしまうというようなことも起こっています。鋸南町でもそういう所が1カ所あります。現在大穴が開いている。そして権利が転売されている所があります。

しかし、その採石場は終わっていないんですね。現在では休業状態になっているだけです。これ終わらせるためにはすごいお金もかかり、大変だから終わらせないまま逃げるんですよ、業者が。そのようなことが他の採石場でも起きている。今回鋸南開発の場合は、その掘った後に汚染土壌の埋め立て処理施設をと、まったく別の施設をつくろうとしています。

で、ちなみにその、鋸南町で現在大穴が開いている所の状態、どうなっているか、お答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

その、元名地区のことだと思いますけれども、掘り下がり採掘の申請につきましては、現在町が保管しております平成3年から最終認可期間の平成15年の4月30日までの書類の中ではですね、申請書には、掘り下がり採掘の記載がないため、現在のところ、掘り下がりについての把握ができていないところでございますが、現状につきましては、確かに掘り下がりがなされているというような状況になっております。

それにつきましては、安全面等危惧いたしまして、平成15年の6月に安全対策のため、有刺鉄線や防護柵の設置を要望し、現在入れないように防護策がなされているところでございます。

また、町におきましても、林道につきまして、大型車両が入らないようにですね、柵を設けている。そのような状況の中で管理をしております。

また、先ほど言いましたとおり県におきましては、四半期毎にですね、現場の立ち入

り検査を行って、状況を把握していると同時にですね、月2回程度巡回し、不法投棄等の防止の抑制を図っているというふうに伺っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

この大穴の開いている所ですけれども、これは今の答弁で深掘りの申請がされていないということです。これ基準値をどこに見るかによってですけれども、これは実態として、もう深掘りの申請をしないまま、深掘りがされていたと。それで大穴が開いているということだと思えます。それで、県が四半期に1回とかって、監督指導に来ていると言いますが、それを守らせるという、担保するものがないんですね。県がやらなかったらただ指導するだけで終わっちゃうんです。そこも、いくら指導してもそのまま放置され、挙句の果てに権利が転売されていると。その後、どうやってそれを採石法に基づいた処理をさせるかといったら、担保するものはなにもない。これでは許可権者としての責任放棄なんですね。これやはり、その、採石法の方でも県の基準や、中身が不十分だと、それがやっぱりこういう事態を招いていると思うんです。

そういうことから、次の3、4点目の基準をつくるっていう点です。町長の答弁で、県に要望していくという前向きな答弁がありました。私が調べたところ、ある県では、その、埋め戻す、あの、掘り下がり跡地のね、埋戻し基準というのをつくっているところがあります。ここではやはり、あの、採掘跡に許可では、場内の土砂と違って決められたのに、場外からの土砂が持ち込まれて問題が起きたという事例があったために県としてきちんとした基準づくりをしたところなんですね。

そこでは、土砂を踏み固めて安全な地盤にするために、埋めた後の土砂の強度まで指定しています。当然のこととして、有害物質や産業廃棄物を含まないことというような基準があります。要するに、埋戻しの土砂に、土砂の材質までもきちんとした基準をつくって住民の安全を確保するというので、そういう基準がつけられた所があります。

そういう意味で、千葉県はその、基準の不十分なところ、これはぜひとも県にきちんとしてもらわなければいけませんので、これ町長の答弁のとおり、ぜひ県に要望してほしいと。

それで最後の5点目の質問に、再質問に移ります。

5点目の町長の答弁では、基準等について県に要望していくという答えになっています。私は町として基準をつくる考えはないかという意味で質問をしました。

現在県の基準や要綱などが不十分である、そういうことから、これから鋸南町には、町内に7カ所も採石場があるんですね。これからもさらに深掘りをするようなところも出てくると思います。そういう意味で、町が独自にきちんとした基準を持てば、町としてきちんとした対応がとれるというふうに思うんです。

県に要望すると同時に町としてもその基準づくり、検討して着手してほしいんですが、
どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

町としての基準という御質問でございますが、あくまでも県が許認可を持っておりま
すので、県でこの基準をつくっていただくということですね、県の方に強く要望して
いきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

県が許可権者でも、その他の問題でもね、やはり個別の自治体でその上位法を踏み外
さない範囲内できちっとしたものをつくっていく。

これ、いっぱいやっていますよね。

鋸南町でも残土条例、これつくっております。この中身はかなり厳しいものです。そ
のように、県の不十分なところを町でそれをきちっとした対応を、町民の安全を守るた
めにも必要だということで、そういう、これ、要綱にするのか条例にするか、いろんな
方法があると思います。

ぜひともどうしたらそれがつくっていただけるのか、住民の安全を守るためにも、可能な
のか。その辺ぜひ検討してほしいと思います。私もそういう意味では町に言うだけじゃ
なくて、私自身も条例なり、なり、つくるためにこれから頑張りたいと思いますので、
どうでしょう。もう一度お答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

三国議員から強い御要望がありましたので、町としても全然県が許認可だからといっ
て、目をつぶっているわけではございません。

内容を含めて十二分に検討はしていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

検討していくという、前向きな答えがありました。

ぜひともね、これ、鋸南町の場合採石場が7カ所もあります。現在鋸南開発から出た、
その、汚染土壌処理施設の設置計画で大変なことになっておりますが、今後も他の採石

場から産業廃棄物あるいは残土の持ち込みというのが出てくる恐れがあります。

で、残土持ち込みの動きというのはもう、鋸南町はもう、20年前から次々次々に計画されています。そういう意味で、この採石場の跡地に一度他のものが持ち込まれたらこれ、歯止めが利かなくなります、そういう意味ではやはり、その、これはあれ、他のなにもないところに残土の埋め立てをするというのとはまったく概念が違います。これ、採石場の跡地ですから。そういう意味では、全然別箇の概念でその、町としての安全基準をつくると、これ要綱になるか条例になるかはこれから検討して、どういう方法が一番良いか検討してもらってやっていきたいと。私もぜひ頑張って動いていきますので、最後にもう一度要望して、質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時10分から会議を再開します。

…………… 休憩・午前11時03分 ……………

…………… 再開・午前11時10分 ……………

◎3番 緒方 猛 君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

質問者から資料の配布を求められましたので許可いたしました。

次に、緒方猛君の一般質問を許します。

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

おはようございます。

よろしく申し上げます。

私は今日はずいぶん、2つのテーマについて御質問させていただこうという具合に思っております。

1つは高齢者福祉、高齢者介護施設ですね、介護施設の入所難ということについて、見解をお尋ねしたいという具合に思っております。

いま一つは、先の台風26号、10月の末から、11月でしたかね、11月の16日に来た大型の台風で大島が大変やられたんですが、このことについて、わが町も大変いろいろな被害を受けたということになっております。それをどう立て直すのかということについて

てお尋ねをしたいという具合に思っております。

それから、配布させていただきました資料についてはですね、途中でその都度ですね、ここを見てくださいというようなことで、参考資料にさせていただきたいという具合に思っていますので、御理解ください。

まず1番目のですね、高齢者施設の入所難のことについて、これはまあ、今回初めて私は勉強をしまして、介護の関係は大変難しいということがよくわかりました。介護があったり介助があったり、ヘルパーがあったりですね、それから特別養護老人ホームがあったり、特老以外のですね、「和季」みたいなお金の高い施設があったり、いろいろします。病院関係の入所先もあります。ただ、私の感じとしてはですね、やはりこの町に住んでおられる方がそう、経済的な負担なくですね、入れるという施設はやはり特老なんじゃないかなという具合に思っております。それとて、月に5、6万はするということになっております。で、だから今回は、特老を中心にですね、お尋ねをしていこうという具合に思っております。

質問のですね、通告質問の内容をちょっと読ませていただきます。

鋸南町の住民の高齢化、これは70歳以上の方が、高齢化っていうと65歳以上っていうことで普通言いますけれども、65歳では僕はまだ介護の対象にはほとんどならないだろうという具合に思ったものですから、70歳以上のこの町の人数がどのくらい、それぞれの年度でいるかということで、調べてみました。

70歳以上の方がですね、20年前は1,800人でした。10年前は2,500人、現在は2,650人という具合になっております。で、介護老人福祉施設へのですね、入所が困難な実態があります。鋸南町のですね、70歳以上の人口動態、これはまあ国の機関なんですけど、この人口動態研究所のですね、推計でグラフで説明しますが、及び、単身のですね、高齢者の急速な増加があります。これは町の実態ですね、8年前は400人だったのが現在は確か440人くらい、840人くらいに8年で倍増していると思っております。で、を考慮するとですね、この先約20年くらいはですね、団塊の世代等々がこの介護施設を利用する時期を迎えると、今段階の世代は大体64、5歳です。というようなことを考えると、一層困難になるということが予想されます。

ここで、参考資料をちょっと説明させてもらいます。

参考資料のですね、グラフをちょっと見てください。あまり上手なグラフじゃないんですが、下の方に、このグラフの下の方に25というところは少し数字が大きくなっていると思います。今この25年のところ、平成25年のところですね、ここでは70歳以上の方が2,654名おられます。で、15年の、平成15年の10年前、平成5年の20年前、20年前は先ほど言いましたように1,804人ということになっております。今後32年、37年、42年と、こういう具合に伸びていくわけですね。伸びていく段階で、介護施設を要求してくると、必要になってくるという人が若干のタイムラグが生じます。これは、団塊の世代がポンと増えるということと、70歳になったらすごく介護施設が必要になってくる

ということではなくて、そこにも書いてありますように、鋸南苑のですね、入所者の平均年齢というのを聞きました。ここは80人が定員なんですけれども、85.8歳というのが平均年齢になっております。で、その他ですね、入所者の数についてもですね、80人の内、当初行政の方に聞いたらですね、55人がこのですね施設に入っているということでしたけれども、実際はもうちょっと余計入っているというようなこともあるようです。で、そういう状態になっております。

その上ですね、文章で、1から8まであるのは、ちょっといちいち説明できませんので、目で追ってですね、こういう実態になっているんだなということを読み取っていただきたいという具合に思います。

例えば鋸南町でもですね、4番目、「和季」という、さっき言いましたけれども、施設があります。これは定員9名ですけれども、こちらは7名で、実際は空きがあります。鋸南苑は、160人くらいですね、今、待ちになっていると、そういうのが実態です。

で、続けて質問の方を読みますと、上記の実態を考慮するにですね、施設にも、グループホーム、それからそういった数種類の施設があるが、入所費用が安く、特別養護老人ホームをですね、中心に入所待機者が増えているということからこの点について質問をしますと。

質問の1つ目です。町内の特別養護老人ホームは1カ所で、定員は80名括弧鋸南町の人がこの内55名入っているという具合に行政では聞きました。実際に行って、この鋸南苑に行って私が聞いてみると、実はこの人数がですね74名鋸南の人が入っているというのが現実の姿です。で、入所待ちが165名います。その内の90名が鋸南の人。で、町外の施設に入っている人も100人くらいいると。これは行政から聞いた数字です。これが実態です。この実態をどう思うかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目、国の老人介護の施設が社会保障費の拡大からですね、施設から在宅への方角に進んでおり、訪問介護は命の綱で、各種介護予防事業等は必要不可欠だという具合に私も思っております。これは行政がですね、包括支援センター等でいろいろやっていたらいいことを言っております。大変ありがたいと思っております。しかし、鋸南町の70歳以上の人は、人のですね、動態から、向こう約20年は施設ですね、入居者が増加することが予想されます。先ほどのグラフでもその辺が読み取れると思います。これらの入所待機者へのですね、対応をどのように考えているかというのが2つ目の質問です。

それから3つ目ですが、南房総市では来年6月に開所予定のですね、地域密着型の施設、29床ですが、これを富山の旧支所で今展開をしております。工事費は3億円だという具合に聞いております。

総合計画で、ですね、私どもの町の総合計画で、住民がいつまでも鋸南町で暮らしていけるように、鋸南町に住んで良かったなという具合のことになるようなですね、総合計画が書かれています。書いていますけれども、保険料との関係があるにせよですね、

当事者にとっては介護の厳しさがある。入所受け人数のですね、増加が必要と思うかどうかというのが3点目です。

それから次に先の台風26号から考えられることということについて御質問をします。

去る9月の議会です、集中豪雨災害の危険予知とインフラ整備について私は質問をさせていただきました。保田川のですね、天王橋から権現橋間の危険と思われる箇所についてもですね、触れさせてもらいました。あえて佐久間川のことを書いてないのは、ちょっと私は佐久間川の方は疎いから、近くの保田川の方について中心的にですね、集中的に質問をさせてもらっています。回答は、当町2級河川におけるですね、洪水予報河川はないと。護岸インフラ整備についても一向にですね、前向きな話がないというのが私の実感です。これは県と会議をやってもですね、そういう印象を強く持っています。県土木ともこの問題についての会議においても町の姿勢は変わらないとこういう具合に思っています。町はですね、随時区域内河川を巡視し、危険を感じた場所が、箇所があれば、ただちに県に連絡をし、必要な措置を求めるということになっていると。で、10月の台風26号ではですね、上記場所で水位が3メートル上がり、土手の面と面一まで水が来ております。近隣の方は区長さんに避難の可否をですね、電話で相談するという事までいっております。

で、そこで伺います。

1つ目ですが、町は先の台風26号の、どのような現地現状を確認し、県との連絡を取り、どのような措置をとったのですかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目、河川地すべり農地など、実害を受けた箇所の復旧復興ですね、復興は当然のこと、26号の結果ですね、危険予知や「ハッと」「ヒヤッと」した場所がなかったんですか、その対策が取れてですね、その対策、実害の部分じゃなくて、危険予知された部分、あるいは「ハッと」「ヒヤッと」した部分、その対策が取れて初めて今回程度の豪雨の安全確保ということになるんじゃないですかという具合に私は思っています。

ここでちょっとグラフの方、配布資料の説明をさせていただきます。

えっと、今先ほど、あの、介護の方を説明した下の方にですね、星印が付いて、台風26号の、数字がのっかっております。これは気象庁がインターネットで公表している数字そのものです。あの、鋸南の消防署に行っても、同じ数字を教えてくださいました。

よく見てもらいたいのが、一番左が10月の15日と16日、ここに集中しているということ、時間雨量で言うと、右側の16日の2時・3時・4時・5時・6時が30ミリ以上。とりわけ、5時・6時が多い数値になっております。

○議長（伊藤茂明）

緒方議員質問時間が残り1分になりましたので、まとめてください。

○3番（緒方猛君）

はい。

それから、あのそういう状況があります。

で、そのためにはですね、住民から、あの、スタッフが見た目だけではなくていろんな形でですね、住民からの情報を収集してですね、それに対してアクションを起こすということの必要性があるんじゃないですかということ、この点についてどう考えていますかということが、第3番目の質問です。

以上で第1回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「高齢者介護施設入所難どうする」についてお答えをいたします。

現在の鋸南町は、65歳以上の人口割合が40%を超えて、75歳以上の人口割合も20%を超えるなど、超高齢化時代を迎えているわけであります。

御質問の1点目の「町内に特別養護老人ホームは1カ所で、定員は80人、入所待ちは165人、町外の施設に入所している人が100人おられる、おられるが、この実態をどう思うか」についてでございますが、特別養護老人ホームへの入所希望者は、平成24年度が102名、平成25年度では90名と多少減少はしているものの、多くの方々が入所待ちをしている状況であると認識をしております。

特別養護老人ホームへの入所につきましては、町内の施設にとらわれず、町外施設へも入所することができる仕組みとなっております。

現状では、町民の100名程度の方々が南房総市・館山市・鴨川市・富津市等の特別養護老人ホームへ入所をされているわけであります。

現在の介護保険制度になる前は、行政が入所先を決め、入所費用の算定や入所後の介護状況まで介入する仕組みで、できるだけ町内の特別養護老人ホームに入所をしていたら、それが満床であれば、近隣の市町村にある特別養護老人ホームに入所をお願いするという形で行っていました。

しかし、介護保険制度が導入をされてからは、施設と個人との契約行為により施設入所が成立をし、入所する方に適した環境やケアの内容などを選び、施設を決める仕組みに転換をされました。

そのため、町内の施設への入所にこだわらず、安房圏域や君津圏域など一定のエリアから特別養護老人ホームを自由に選んでいただいております。

しかしながら、待機者は減らないのが現状であります。

入所相談に来た方には、特別養護老人ホームだけではなく、比較的に入所しやすい老人保健施設を含め、入所を検討するよう勧めしております。

いずれにしましても、要介護者、またその家族の方々に対しまして、最善の方法をとるよう指導をさせていただきます。

2点目の「入所待機者への対応をどのように考えているのか」であります。国では、介護保険施設に入りたくても入れない方、中でも比較的軽度の方に対し「サービス付き高齢者向け住宅」を整備するよう推進を始めました。

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、食事の提供や24時間生活への見守りがある高齢者向けアパートのイメージでございます。ホームヘルパーなどの介護サービスが必要になった場合は、そこに住んだまま介護サービスを受けることができます。

町内には設置がなく、希望者は近隣の富津市や君津市にあるサービス付き高齢者向け住宅に入居をしております。町民の方々から、入居に関する数件の問い合わせがございますので、要望など今後の動向を見ながら整備計画の検討をしております。

また、在宅介護と施設入所の中間的な形のサービスとして「小規模多機能型居宅介護」というサービスがございますが、これは、1つの施設でデイサービス、ショートステイ、ホームヘルパーを組み合わせ利用できるもので、自宅と施設を行き来する新たな介護生活の形として提唱をされております。この施設サービスにつきましても、今後の動向を踏まえ、整備計画を検討をしております。

3点目の「入所受入人数の、受入数の増加が必要と思うかどうか、どう思うか」であります。高齢化率の上昇、要介護認定者の増加に伴い、介護保険施設の入所希望者の増加は今後も予測をされております。

高齢者の施設介護の需要が益々高まる現状は否めませんが、施設の運営は民間に委ね、町の果たすべき役割は、介護予防の推進、あるいは施設介護から在宅への支援などを行っていくべきだと考えております。

また、介護保険施設の整備につきましては、県の整備計画に沿っていくことになっており、町の考えだけでは進めることはできません。鋸南町としては、健康寿命を少しでも伸ばすことにより、医療・介護費用の削減と家族・本人の負担を減らし、御高齢になっても生き生き生活できることを目標とし、介護予防に力を入れ、事業を組み立てております。内容といたしましては、認知症予防・体力の維持向上を目的とした介護予防教室を、心身の状態別に複数実施をし、元気高齢者から介護認定の前段階まで地域を巻き込み事業展開をしています。

このことは施設入所者を減らすことにも繋がりますので、今後も事業を継続してまいります。

現在、町としての計画、あるいは民間事業者からの要望はありませんが、要介護者の動向、また、介護保険料の動向などを総合的に判断をし、慎重に次期計画を立てていこうと考えております。

御質問の2件目、「先の台風26号で考えられること」についてであります。台風26号につきましては、10月の15日夕刻から16日朝にかけて多量の降雨を記録をしております。

ます。この間、18時40分に大雨洪水警報が発令をされ、翌16日1時40分には、町では初めてとなる土砂災害の警戒情報が発令をされました。町が作成する風水害時等の職員配備体制基準では、大雨洪水警報が発令をされた場合、総務企画課管理職、防災主任、地域振興課管理職による第2配備を、さらに土砂災害警戒情報が発令をされた場合には、防災対策本部を設置するとともに、全管理職、総務企画課、地域振興課職員による第4配備の体制をとることになっており、当日はこの基準に従い職員を配置をいたしました。

御質問の1点目、「町は先の台風26号の時、どのように現地・現状確認をし、県と連絡を取り、どのような措置をとったのか」についてであります。まず、大雨洪水警報発令とともに、町職員により降雨量は勿論のこと、無論のこと、河川の水位については県データにアクセスし、常にその現状把握に努めました。

また、10月16日午前1時40分には、土砂災害警戒情報が発令をされたことに伴い、土砂災害警戒地域に指定されている11地区35世帯に対して、災害対策基本法第60条の規定により避難勧告を出し避難を促しました。

また、現地・現状確認につきましては、千葉県が佐久間川に設置をしている水位計が、午前2時50分に氾濫注意水位に達したため、職員を3班に編成をして、午前3時から5時にかけて佐久間川、保田川について目視での監視を行ったところでございます。午前5時現在では、両河川とも護岸を超える水量には至っていないことを確認しておりますが、かなりの増水を確認をいたしました。

その後、台風の最接近に伴い、猛烈な風雨となったことから、危険回避のため職員を庁舎内に待機とし、町民の皆さんには、午前6時5分、防災無線により、「河川の水位が上昇をし氾濫の可能性が高まっていること、川の付近の方は、周囲の状況に十分注意をすること、川には絶対に近寄らないこと」を広報いたしました。風雨が峠を越した午前7時30分、職員を3班に編成をして、町内のパトロールを行い、被害状況の確認及び取りまとめを行いました。

また、県には、速やかに被害状況を報告するとともに、現地確認等を要請をしたところでございます。

なお、台風26号による被害の状況につきましては、先の議員全員協議会で報告させていただいたとおりであります。

次に御質問の2点目、「河川・地すべり・農地など災害を受けた箇所への復旧は当然のこと。26号で「危険予知」や、「ハッと」「ヒヤッと」した場所はないのか、そこの対策がとれて初めて、今回程度の豪雨の安全確保になると思うがどうか」についてであります。今回の台風26号は、町水道課浄水場雨量情報での372.5ミリという総雨量もさることながら、深夜から未明にかけて徐々に雨量が増加をし続け、朝4時から6時までの2時間に47.5ミリと54ミリの雨量を記録をし、特に5時台の54ミリが時間最大雨量であったことが特徴に挙げられます。

佐久間川では、午前7時30分に最高水位の2メートル60センチを記録し、氾濫危険

水位まであと 40 センチのところまで増水いたしました。両河川流域の住民に対し、避難勧告を行うか否かの難しい決断を迫られましたが、結果的には氾濫危険水位に達することなく、護岸の崩落等の災害が発生したものの、人的被害が出なかったことは不幸中の幸いでありました。

しかしながら、佐久間川では学校橋から勝山橋付近の護岸の排水口が水没をし、農地からの排水ができなくなったことにより、竜島区では、右岸の中原地区、左岸の古川地区で農地が冠水をしたのをはじめとして、佐久間川流域で同様の冠水被害が報告をされております。

また、保田川では、9月議会の一般質問の際に御説明した J R 内房線の鉄橋付近の水位も高くなり、水害の危険が危惧されましたが、やはり一步手前で大事に至りませんでした。

4カ所で護岸の崩落があり、うち1カ所では町道が通行止めとなりました。

また、河川以外でも、道路、農地、地すべり等の災害が多数発生をしたほか、枯れた松や町道沿いの民家の囲い木の倒木もありました。

その後、地域の方々に被害の状況等を伺ったところ、最大雨量が記録をされた時間帯の前後に、災害が発生したと考えられるものが多くあったとのことであります。

一般の安房土木事務所との会議では、県内河川については、1時間当たり 50 ミリの降雨に対応できる河川整備を実施している旨、県担当者から説明がございました。

また、道路、農地、地すべり等の災害については、発生の時間・場所の特定は、降雨の状況により千差万別であり、非常に難しいと言わざるを得ませんが、今回の台風 26 号が大規模な災害に備える基準を提起したものと捉えております。

なお、この後の 10 月 25 日から 26 日に鋸南町に接近をした台風 27 号では、台風 26 号での教訓を生かし、被災箇所附近への土嚢の配備、避難所の開設、早めの避難勧告等の対策を行っております。

次に御質問の 3 点目、「そのためには住民からの情報収集が必要と思うが、どのように考えているか」についてでございますが、本年度も、第 1 回鋸南町行政委員会で、公共施設等災害について、速やかに情報をいただけるよう報告様式を添付して、各行政委員さんをお願いいたしております。

台風 26 号に係る被害等につきましても、多くの情報をいただいたところでございます。

また、今回の災害では、被災された方々等からの情報を収集することにより、降雨の終盤の比較的短い時間帯で多数の災害が発生をしたのではないかと推測することができました。

これらの情報を生かすためにも、町防災計画を再点検し、また、安房土木事務所や安房農業事務所等の関係機関にも御協力をいただきながら、災害発生に対する被害を少しでも少なくし、町民の皆さんが安全な生活を送れるよう、役立てていきたいと考えております。

以上で緒方猛議員への一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

いくつかあるんですが、もう時間が後26分ということですので、ポイント的に伺います。水害の方からですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

答弁ではですね、3時から5時に目視で監視し、護岸を超える水量に至っていなかったとの答弁がありましたが、保田川は、これほどを確認したんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

保田川につきましては、JRの鉄橋付近に職員を配置し、確認をしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

その場所だけですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

保田川ということでしたので、そこで。

勝山、佐久間川につきましては旧保育所の所と、和見橋の所の2カ所ということで、3班を編成いたしました。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えっとですね、えっと、今回の経験をですね、今後の危険予知に生かしていかなければならないというような答弁があったかと思うんですね。今回の経験を今後の危険予知に生かしていかなければならないとの答弁があったが、私はこの考え方はですね、ちょっと違うんじゃないかという具合に思っております。

私が前回から言っているのはですね、今回現実としてですね、またとない経験ができたことによってですね、今ついでこの間の経験からですね、今その状態を見て、危険予知能力っていうのは発揮できるわけですよ。できるでしょ。

そしてそれがどんなものですね、どういう対策を取るかということだと思うんです

よね。ハードにしろ、ソフトにしろ、その対策をとって、先ほど一番初めの質問でもしましたように、その対策まで取って、初めて今回程度の豪雨に対するですね、安全の確保ができたということになるんだと思うんです。

私は今後の危険予知に生かすというのは一体なんのことだかよくわかりません。

で、文章の終わりの方にですね、早めの避難勧告だとかですね、を出すように今後は考えるというようなことのある文章がありましたけれども、それはそれで結構だと思うんですね。だけど、逃げるということだけではなくて、避難しろということだけじゃなくて、インフラ整備っていうのがね、あの、可能なら最大限それをやるべきだと思うんですよ。で、その方向に全然向いていないっていうことが非常に残念。

この経験を今後の危険予知に生かしてっていうことはなにを言っているのかももう一回再答弁ください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

今回の台風はですね、370ミリ、そして、時間雨量にして50ミリが、50ミリ前後が続いたということで、鋸南町の河川及びその対応策としてはですね、一番人命、財産に危険を生ずるところの状況だったと思っております。

これまでも、元年の災害及び平成8年ですか、これが同じような状況でございますが、元年は少し大きいんですが、ですので、この教訓を生かすということで申し上げました。そして26号につきましての教訓を生かして27号ではですね、土嚢を事前に配備したりだとか、避難勧告をしたり、あるいは地すべり等ですね被害を被りそうな人につきましては直接行きまして、避難場所へ早めの対策を取ったということでございます。確かに緒方議員さんが言うとおりのインフラ整備をすればいいんでしょうけれども、それにつきましてはやはり予算もかかりますし、そこからやるとか、いろいろこの前も県とも話した中において、県内において、50ミリに対応できる河川につきましては56%であるというようなこともありますので、まずはできるものをするということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えっと、あの、それではですね、私が考えますね、危険予知対策について説明をします。

さっきの配布資料を見てください。

配布資料の裏面にですね、写真がずらずら書いてあります。載っています。これはなにかって言うと、タイトルは保田川天王橋から権現橋までの水害危険予知と対策の状況なんですよ。こういうことをやってほしいって言っているんですよ。

どういうことかって言うと、一番上の左の写真はですね、平成元年に天王橋から下の堰の所をですね、超えた場所です、水が。これは前月のですね、あ、9月の、私の一般質問についてもここは水があふれたということを町長さんは確認をしております。それがどうなっていたかと言うと、この絵のとおりなんですよ。あの、これなんて言うんですか、土嚢かなにか知らないけれども、とろとろとろとろ置いているだけ。超えた場所ですよ。超えた場所が15年間放っておいたんですよ。それで私はこれは地域の人もね、ここは超えたんだよ水が出たんだよということで、町に言ってもしょうがないなど、町に言っても駄目ですよと言われたもんだから、県に交渉してですね、丁度堂本さんもみえてくれたんですが、交渉しながらですね、その右側にあるような護岸を町も協力してくれなかったとは言いません。1年でつくることができました。これを見た時にですね、この間も言ったと思っているんですが、担当外の課長さんが、町に20年言っていたことを、言ってもできなかつたらどうかをね、緒方さん1年でやりましたねっていう具合に言われました。私はなんのことかよくわからなかった。だからここが超えたという事実があって、今後も超えるかもわからない。もっと大きな水が来るかもわからない。だったらそのためにね、そこが超えないようにしていこうというのが危険予知対策なんですよ。

それで、その下の絵をまた説明します。

これは天王橋からですね、下流を見た状態です。川の半分までですね、これはまさに作画的とも思われる、土が押し出されていてですね、ここになにかつuckingいたり、この橋の上の方を見てみるとですね、上の方にも同じものがあります。天王橋の上の方にも。そこは桜の木をここに植えています。私は上のことは、ちょっと遠いからいっていません。県にはですね。で、これは、県の次長さんが来てですね、次長を呼んでこれを見てですね、河川にこんなものがあるなんてとんでもねえと言うことで、すぐこれを、土砂をどけてもらいました。それが右になります。重機でどけています、その結果、その下みたいですね、フラットな状態になりました。これが危険予知を感じてですね、対策をするというのはこういうことなんです。こういうことにつながっていますか。

で、今回は人がそこでですね、矢印を差しています。これは読んでもらうとわかるんですが、26号の台風の時にですね、ここまで水が来たよという具合に言って私に教えてくれた人なんです。これは平常時のですね、水面から3メートル上がってます。だから道路と面一です。草があるからちょっと、草より下みたいですが、足を見てもらうとわかりますけれども、道路と面一まで来たんです。ここまで来てですね、この対策はどうするんですか。

要するにその上ですね、護岸をやっていなかったら今回はここを超えていますよ、完全に。川の流れからいったらここに1回当たるんですよ。そういうところが、なんて言いますかね、危険予知ができなくて、15年間も放っておいた。

やっぱり地域ですね、安全安心を守るためには、危険予知をしていただいて、それ

に対策をとってもらおうと、ここだってやる予定はなにもなかったわけですね。だけど私だけとは言いません。それなりの方が協力してくれて県が来てですね、やっぱりやらなければいかんということのを即座に認めてもらって、翌年にはやったんです。そういう努力を私はしていただきたい。それはあっちこっちもあると思います。あっちこっちはそれぞれやればいいじゃないですか。

だからこの状態をね、一番下にどうするって書いてあるんですが、この危険をここまでのね、足元まで洗われる状態までになっている、状態を見ながらですね、なにが対策なんですか。危険予知の対策として。

もう一回言ってください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この件につきましては、9月の議会でもですね、緒方議員さんから保田川のことについて心配されているということで、我々もなにもしないわけではございません。県にこういう状況があるということで、すぐに担当課長さんに来ていただいて、議員さん1人だけではなく、関係の区長さん方、そして議員さん方を集めた中において、同じ情報のもとに、どういう対策を取ったらいいのか、県としての今の状況はどうか、その辺を回答していただいて、私としては行ったつもりであります。

その中で、県としてですね、やはり今回のまあ、台風におきましても県が定めております水防計画の中では、やはり、保田川におきましてはJRの鉄橋付近、そして佐久間川では旧保育所、そして大門西、ここがやはりその中におきまして重要水防区域ということで鋸南町は定められております。

実際に今回の台風において、やはりこの辺の所はですね、危ない部分にあったと。特に、鉄橋付近あるいは橋がある所の手前につきましてはどうしても橋の足がありますので、川幅がどうしても少なくなりますので、その部分が跳ね返ってくるというような状況も考えておりますので、決して我々としてもなにもしていないわけではございません。県にまずは来ていただいて、いろんな情報を得て、県にやっていただくという方法を進めているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

県にですね、来てもらうことの働きかけは私もしました。

それで県がここの場所についてですね、高速道路以下、海岸までのですね、雨量は1時間当たり78ミリメートル、要するに78ミリですね、時間雨量78ミリまでクリアできるという具合に言っております。で、その時に私は平成10年の秋に同じような台風が来

ている。その時は 30 ミリとか 35 ミリ降っただけだと。それでも手の届く所まで水が来たんですよ。そのことは会議で言っております。したがって、78 ミリがですね、流下能力って言うんですかね、安全だということについては、それは図面上はいけるかもわからない。だけど川底の状態っていうのはしょっちゅう変わるわけですよ1メートルくらいは。そうしたらすぐ水量が3分の1くらい減ります。だから、過去の、なんて言いますかね、クリアな図面で、机上計算だけではできない部分があるから、78 ミリがオーケーだというのは、そうはいかないだろうという具合に私は釘を刺して、このことについては賛成をしませんでした。

そういう値をもってですね、そこまで大丈夫だという見解を持たれるのは心外だと思います。

で、今回事実ですね、あの、役場の方の調べ方とちょっと違いますけれども、これは気象庁がですね、インターネットにちゃんと公表している、消防署に行ってもこの数字を教えてもらう、この数字が先ほど言った数字です。それでもう面一まで来ちゃっているんですよ。だからそこについてはですね、改めて町の方が協力してくれないということは言いませんけれども、あの、ぜひ、進めて、進めていこうとしている護岸、整備についてですね、今までの経験から言ったら、私は大変足を引っ張られました。正直言って。もうその件は終わったんだとか、言う話もあるし、いつ起きるかわからんことをガタガタ言うと、言う担当者もいました。だけど、そういう面ではなくて、もうちょっと前向きに考えていただいて、安全安心を確保するというところにですね、邁進してもらいたいという具合に思っております。

そこまで言いましたから、その点についてどう思いますかね、そう思いますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長、菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

今の件につきましては、9月の20日の時にですね県の方もですね、「予算要望を続けているので、地元の意見を尊重しながら進めたい」というようなことを申し上げております。

ただし、どうせ始めるのであれば、やはり河川整備は下流から上流に向かって整備するのが基本であるということで流量調査の結果、最も流下能力の低い、JR鉄橋付近から上流に向けて実施するというようなことを県の方は申し述べております。

当然、危ない所にはですね、手を付けていただくと、管理していただくということは町にとって非常に大切なことだと思っております。

ただその辺の順序等につきましては、やはりこういうデータのもとにですね、対応していただければと思っておりますので、県に今後とも要望はしていきます。

要望をしていきます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

今の点だけで、少しだけ触れておきます。

J Rの鉄橋部分がですね、保田川のJ Rの鉄橋部分が安全じゃないと、安全だということ私は言いません。そこはそこで心配なんだろうと思います。それはそれで当然やって、なおかつですね、やらなければならんところはあっちこっちあるわけですから、そこがあるからあっちもこっちもやらないということじゃなくて、それもやり、なおかつ、大切なところはやっていくという考え方をぜひ取っていただきたい。

私も努力をします。あの、ぜひ一緒にやっていただくということを前提に考えて、過去のですね、地域振興課の偉い人みたいにですね、その問題はもう終わったんだとか、いつまでもそんなこと言うとか、いつのことだかわからんけどそんなこと言うとか、そういうような足の引っ張りはずいやめていただきたいということをここで申し上げておきます。

それからもうちょっと時間がありますので、介護保険の方についてですね、1・2だけ、確認をさせてもらいます。

説明の中で、サービス付き高齢者向け住宅の入居、それから、自宅と施設を行き来する新たな介護サービスについて、整備計画を検討するという具合におっしゃっていますよね。この整備計画の検討というのは、整備計画っていうのはなんのことを言っているんですか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

まずですね、介護保険事業計画というものを、3年毎に計画することになっております。現在の計画は平成24年から、26年度までの3カ年が第5期介護保険事業計画となっております。

施設を整備するには、この計画に盛り込まれていないと整備することができません。

そのために、現在の計画ではその施設整備が盛り込まれておりませんので、もし施設を建設等を行うとすると、平成27年度からの次期、第6期介護保険事業計画に施設整備計画を盛り込む必要があるものでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

わかりました。

施設を検討することについて、条件整理をすると、整備計画をつくると、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

先ほども町長の答弁にありましたようにですね、あの、施設の運営は、民間にゆだねて、町の果たすべき役割は介護予防の推進、あるいは施設介護から在宅介護への支援を行っていくべきだと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

そうすると、サービス付き高齢者向け住宅の入居についてですね、整備計画の検討をすることによって、こういう文章になっているんですが、住宅の入居とは関係ないんですか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

あくまでもサービス付き高齢者住宅等につきまして、設置は民間業者が設置いたしまして、町の方は、その設置要望があった場合に整備計画に載せて、次期計画に盛り込んでいくというようなものでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

ちょっとよく理解できませんけれども、この辺りでこの件についてはやめておきます。もう1件質問させてください。

私はですね、わが町の高齢化率は40%を超えましたよね。全国の平均はおおよそ23%だと思います。高齢化率。その差は17%あります。この13%っていうのはですね、年数にすると、何年かって言うと、30年から35年、わが町は高齢化率が先をいっているということになります。で、まあ、一概にはこうは言えないのかもわかりませんが、その分ですね、高齢者対策ができていて、理想的な状態だという具合に思うんですね。そんな理想的な状態にはならないと思いますけれども、30年から35年わが町は高齢化率が先をいっているんだと、だから高齢者福祉はそこまでいってなきやいかんということについてはどうお考えですか町長さん。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

確かにですね、高齢化率は高いことは事実でありまして、我々の地域がですね、それだけあの、元気に皆さんがまあ、生活が、ある意味ではできている。そういうような地域だとそんなことを思っていますし、またあの、これはあの、高齢化率云々、そしてまた、いろいろ課題があるわけでありまして、じゃあ我々の地域がどうして高齢化率が高いのかということまで踏み込んでですね、考えていかなければならないことだろうと、そう思います。

当然それぞれ、高齢者の方には家族がおられるし、そういうような周辺の状況まで踏まえてですね、我々の特性を捉えながら考えなければいけないことであろうと、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

高齢化率が高いことがですね、高齢者の人数が多いということとイコールでないことも私は十分理解ができます。ただし、一般的にはそういう傾向になりがちでしょうから、高齢者がいろいろですね、体操したり、なんだかんだして、平均健康寿命を延ばすというのは大変良いことだと思います。さりとて最後にお世話になるということについては必ず順番が回ってくるということもこれまたですね、100%とは言いませんけれども、島倉千代子さんみたいな人もいますから言えませんけれども、そのことについては十分配慮をしながら進める必要があるんじゃないかなという具合に思います。

よろしく願いしておきたいと思います。

それからもう1点、これは政策的なことですから、ぜひ町長さんからお尋ねをしたいと思います。

施設はですね、民間に任せて慎重に次期計画を立てるとの答弁があったという具合に思いますが、いまいち理解しがたいと思います。

参考ですが、鋸南苑で働いている人は、ちょっと逸れますけれども、鋸南苑で働いている人は70人います。雇用を生んでいます。で、国は介護事業はアベノミクスではありませんけれども、成長産業だと言っています。だとしたら、地域型密着、地域密着型施設がですね、これは地域がほとんどお金を出して、例えば今言った富山のやつは3万円、3億円かけてやるんだと思いますから、地域の負担が高くなりますから、なかなかできるものじゃないという具合に思うんですが、逆に言ったらよその市の人はそこには入れないという内容のものでですね。地域型は無理にしても、特老を含めた社会福祉法人や、それから、需要の多い東京都とタッグを組んでですね、施設を誘致する働きかけ、そういう働きかけ、これも政治的には僕はあるんじゃないかという具合に思うんです。

また、鋸南病院の活用などはまったく不可能なんですか。

このままだとですね、総合計画で言う、鋸南で、さっきも言いましたけれども、鋸南に住んで良かったということにはならないと思うんですが、いかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

鋸南に住んで良かったと言われるように我々は努力をしなければならないと、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

そうすると前段の私のかくかくしかじかだっという部分は飛ばされたんですけども、社会福祉法人の呼び込みだとか、東京都はこういう施設をつくるのが大変困っていてですね、いろんな所を探して、群馬だとかいろんな所をいっておりますけれども、そういうのを誘致するというようなことだとか、鋸南病院をどういう使い方ができるのか私はわかりませんが、館山の病院的な所に、施設に入っている方もおられます。

そういうことも含めて、住んで良かったということは、こういうことも考えていくという具合にこの場ではお聞きしていてよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほども申し上げましたように、鋸南町に住んで良かったと言われるように、努力をしていかなければならないということでもありますから、先ほど緒方議員がおっしゃられた、そういうことも含んでのことだろうとそう思います。

当然私どもは執行者側でありますから、町民の方々から言われるのはですね、介護保険料があまり高いのはよくないということも言われておりますので、このことは我々はバランスを取りながら、判断をさせていただきたいと、そう思います。

もう一つはですね、緒方議員が成長産業であるというようなお話をされましたが、私は成長産業であろうですけれども、生産産業ではないと、そういうことは理解しております。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君。

後 30 秒です。

○3番（緒方猛君）

町長さんのお話はわかります。

雇用保険が増えていくと、介護保険が増えていくというのは天秤ですからそれは良く

考えなければならん。ただし、この方を抱え込んだお宅についてはですね、本当に仕事もできなくなっちゃうし、外出もできないという具合になっているのが実態です。ぜひ案分をしながらですね、そっちもこっちもうまくいくようなことで考えていただきたい。お願いします。

○議長（伊藤茂明）

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後 1 時 30 分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午後 1 2 時 1 0 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 3 0 分 ……………

◎ 4 番 鈴木辰也君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

4 番 鈴木辰也君。

【ベルが鳴る】

○ 4 番（鈴木辰也君）

私は教育施設についてと、防災対策についての 2 点質問をいたします。

まず、教育施設について質問をいたします。

11 月 22 日の全員協議会にて、平成 24 年度から 28 年度までの財政推計が示されました。説明によりますと、幼稚園・学童保育の施設の建設を平成 28 年度に計画しているとのことです。現在、勝山学童を行っている旧勝山幼稚園園舎は、建設後 55 年も経過している建物ですので、特に学童保育施設の建設は早急に行うべきだと考えます。

9 月議会の答弁で町全体の事務事業とのバランス、財政事情等を考慮しながら引き続き検討していくとのことでしたが、今後は幼稚園・学童保育所の建設をいつやるのか、決定していく時にきていると思いますがいかがでしょうか。

次に防災対策について質問をいたします。

台風 26 号は鋸南町にも多大な被害をもたらしました。また、台風 27 号は沖縄本島と南大東島の間で停滞した後、日本列島を避けるように東へ進み、被害はありませんでしたが、自然の猛威に対して私たちは備えることや祈ることしかできず、なにも起こらないよう祈った方も多くいらっしゃったと思います。

台風 30 号では、観測史上例をみない勢力となり、フィリピン中部に上陸し、その間フ

イリピン中部の島々は風速 60 メートル以上の竜巻に匹敵するような強風と台風による局地的な低圧部による高潮に長時間襲われ、多大な、甚大な被害に見舞われました。

災害、自然災害に対して町民一人ひとりが備えることが第一であると考えますが、町としての自然災害、台風、ゲリラ豪雨、土砂災害、高潮等に対する対策をどのようにとっているのかお伺いします。

これで 1 回目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「教育施設について」お答えをいたします。

まず、教育施設の再編の推移について申し上げます。

議員御承知のとおり、平成 20 年 7 月、鋸南町教育施設等将来構想策定懇話会の提言をもとに、21 年 6 月、教育委員会の方針として鋸南町教育施設等将来構想がまとめられたところであります。

この将来構想を受けて、平成 22 年度からの過疎計画及び平成 23 年度からの鋸南町総合計画において、議会とも協議をする中で、教育施設再編の方向性を位置づけをし、優先順位等基本的な方針を示させていただきました。

そして、減少傾向にある出生数、保護者への子育ての支援、効率と効果的な施設の運営、さらに財政的なバランス等考慮し、教育施設の整備に当たっては集約化に向け、将来的には小学校・中学校・幼保一体化施設・学童保育所を各 1 施設とすべく、平成 23 年 6 月、教育施設等の将来構想にまとめられたところでございます。

これまで行財政改革を推し進め、優先課題等選択しながら町全体の各種事務事業に取り組んでまいりましたが、懸案でありました小学校の統廃合につきましては、このたびの勝山小学校管理特別教室棟の完成により、その環境を整えることができたわけであります。

残る課題は、幼保一体化施設と学童保育施設の建設となりますが、総合計画にお示したとおり、小学校統合後は新た、新しい幼稚園舎を旧勝山幼稚園舎の位置に鋸南保育所と併設をし、学童保育施設を現勝山小学校の敷地内に新設をしていく考えであります。

次に、「学童保育施設の建設は、早期に行うべき」とのことについて申し上げます。

「学童保育施設を新しい幼稚園舎に先行して建設できないか」とのことではありますが、平成、来年 4 月から旧勝山幼稚園舎を「鋸南学童保育所」として使用してまいりますので、新幼稚園舎を建設しようとする際は、当然、全学童が入所できる規模の学童保育施設を新設をしておく必要があります。

しかし、本来学童保育は小学生を対象とした制度でありますので、幼保一体化が図られた後の園児の放課後支援については、幼稚園における延長保育へ移行していくことが望ましいと考えております。したがって、学童保育施設を早期に建設したとしても、幼稚園児の対象のスペース分が結果として不要となり、補助事業で実施しようとする場合は検討を要する課題がございます。

なお、財政推計につきましては、現状で見込まれる事業費を想定年度に計上した上で、平成 28 年度までの財政の見通しをお示ししたものでございます。いずれにいたしましても、教育委員会からもできるだけ早期にとの要望もありますので、議会の皆様とも協議させていただきながら、早期の実現に向け、検討させていただこうと考えております。

2 件目の「防災対策について」お答えをいたします。

御質問の「町として自然災害に対する対策をどのようにとっているのか」についてですが、近年の自然災害の発生状況を見ますと、台風や頻繁に発生するゲリラ豪雨等その規模や被害が、年々増大しているように感じております。台風 26 号では、鋸南町においても総雨量が 372.5 ミリと記録的な降雨となり、土砂崩れや河川護岸の損傷等により大きな被害をもたらしました。

町では、災害時などにおける職員配備体制基準を設けており、基本的にはそのマニュアルに沿って対応をしております。

台風等の風水害時では、大雨、洪水注意報発令時の第 1 配備から「大規模な災害の発生する恐れがある」第 5 配備まで 5 段階に区分し、それぞれの状況に応じて、参集職員や対応する項目を定めております。

台風 26 号の際には、台風の進路が鋸南町に向かっておりましたので、防災関係の主管課である総務企画課と地域振興課で事前に協議を行い、対応策について検討を行いました。土嚢の準備や土砂災害警報発令時の避難勧告の方法、職員の配置、避難所の開設場所等々、具体的な対策を決定し、事前に避難施設に飲料水や食糧、発電機等の搬入を行いました。

台風が接近した際は、役場に両課の管理職と防災担当が泊まり込み、徹夜で警戒をし、災害発生のおそれが生じた際は職員を呼集し、河川の監視やパトロール等を行ったわけがあります。

また、台風 27 号の際は、早期に 5 カ所の避難所を開設し、職員を配置、事前に被災する恐れのある方々に、避難勧告の呼びかけを行いました。川沿いや既に土砂崩れが発生をしていた地域の方々は、避難され、避難所で一夜を明かしました。幸い、当町周辺は、台風の進路から外れ、被害はありませんでしたが、今後も、早めの対応で被害を最小限に抑えていきたいと考えております。

また、常に災害マニュアル等の見直しを行い、必要に応じた対策を盛り込んでいきたいと考えております。

一方、防災関連施設の整備であります。このほど完成いたしました勝山小学校の管

理特別教室棟には、有事の際に電力を確保するため、太陽光発電設備を備えております。

また、先日、千葉県LPガス協会からプロパンガスを燃料とする発電機の寄贈を受け、すこやかに設置をし、すでに稼働できる状態となっております。そして、現在計画の段階ではありますが、平成26年度には国の補助金を活用し、避難所となる鋸南中学校に太陽光パネルと蓄電池設備を設置し、災害時に電力確保できるよう進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、自然災害に対する被害を最小限に食い止めるためには、町民お一人おひとりの備えが大切であります。そのためには、町民の皆様の防災意識が高まるよう、日頃からの防災訓練や啓発活動を繰り返し行っていくことが重要だと考えております。

自然災害等により、我々の暮らしは常に脅かされています。

安全・安心の確保は、生活を営む上で最も基礎となるものであり、様々な災害等に対して、普段から危機意識を持ち、災害に強い町づくりを目指し、防災体制や防災施設の充実に取り組んでまいります。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問ありますか。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まず、教育施設について質問をさせていただきたいと思います。

今町長の答弁では、幼稚園舎を新しくつくる際には、そこに今通っている学童の子どもたちが全員収容できるような施設が必要だ。しかし、新しい幼保一体化の施設ができれば学童保育は基本的には小学生を対象とした制度であるので、新しい学童の施設の方は小学生を対象として、また、新しくできた幼保一体化の方で幼稚園児を延長保育と言う形でみていく。これは相反するところがあるんですけども、学童保育の施設だけを先につくるにしても、学童保育の施設、幼稚園舎の施設を同時期につくるにしても、その時に学童に通っている子どもたちの入る施設っていうのは必ず確保していかなければいけないと思います。

そうするとですね、まずそこでお伺いしたいのは、町が今新しく学童の施設を、小学校の校庭内だと思いますけれども、想定している施設の規模ですね、どのくらいの子どもが入所できるような規模で考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

学童保育施設をどの規模で考えているかということでございます。

小学生の学童の利用者数の状況を申し上げますと、保田学童・勝山学童合わせまして、

現状ではここ数年ですね、平均 50 人規模前後となっております。学童に対する保護者の方の期待は高まっているものの、また一方で児童数の減少等があります。

また、お母さん方の就職する場所もなかなか広がらないという状況がある中で、数年横ばいで推移をしているというのが状況でございます。したがって、現時点はですね、30 人前後の部屋を二部屋合せて 60 人規模の施設を考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4 番（鈴木辰也君）

今のお答えをいただきますと、60 人規模っていいますと、今現在ですね、資料をいただいた中では小学生は 57 人。そうすると、その学童の施設を小学生の対象とした施設の大きさを建設をするというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

学童については今年度 56 人ほどということで、上半期利用者数が増えておりますけれども、今後の子どもたちの小学生児童の推移を見ますと、この 60 人規模で妥当だろうという考えを持っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4 番（鈴木辰也君）

そうしますと、幼稚園の今学童で使っている旧勝山幼稚園舎を壊して工事をしている間ですね、工事期間中その、小学生の方はその、先行してつくるのかわかりませんが、学童の新しい施設の方で入所できるとして。そうすると、幼稚園の子どもたちの学童をどこでやろうと考えているのか。どのように対応しようと考えているのか。町の考えはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

順序といたしましては、当然ですね、鋸南学童を壊してそこに新しい幼稚園舎をつくるということになりますので、順番からいたしましたら、当然その幼稚園児を他の場所でということになります。その間どうするのかということでございますけれども、他の施設を利用する。あるいは、仮設の施設を設けて利用する。対応する。いろんな考え方があろうかと思っております。その中であまり費用をかけないで対応するにはどうかというもののうちですね、あくまでこれは担当課の現段階での考え方でありまして、その工

事期間中はですね、鋸南幼稚園をそのまま利用させていただいて、そこで放課後支援ができないかということを中心に考えて、中には入れてございます。

仮に鋸南幼稚園においてそのまま放課後支援ができますれば、その時点で学童保育ということではなくて、幼稚園の延長保育という考え方も切り替えてできるのではないかと考えているところでございます。

ただ、幼稚園の運営体制の問題あるいは保護者の方の迎えの問題、理解の問題。いろいろこれから問題が出てくると思いますので、具体的に検討を進めていかなければならないと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

あの、ちょっと別の視点からお伺いしますけれども、今現在学童保育は保育所と隣接して同一の園庭で行っています。そうすると基本的にはゼロ歳児から小学校6年生までが、6年生は一人いますね。6年生までが一応あの園庭の中で同時間を過ごす。先生たちの対応でいろいろ工夫をさせていただいて、子どもたちに怪我とかそういったことがないようにやっけていただいているのは承知はしておりますけれども、できうれば、そういう大きな、これだけの小学校6年生と乳幼児、1歳・2歳・3歳というような子どもたちが同じ園庭を使って遊んだりすることは非常にいろいろな弊害があるのではないかなというふうにも考えられます。そういった点からもですね、私はできるだけ早く小学生の学童の施設はつくって、小学生だけでも小学校の校庭で遊ぶなり分けるべきだと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

議員御指摘のようにですね、保育園児、あの、保育児と学童の子どもたちが一緒に遊んでいるという状況が重なっていることにつきましては、保護者の方々から御指摘、注意でございます。

私どもとしまして、保育士と学童の指導員の方々には、きちっと目をはってですね、事故のないようにということをお願いをしております。お陰さまで大きな事故等はないわけでありますが、議員がおっしゃるとおり、本来学童については、子どもさんの成長の過程も違いますので、早く別に移動すべきだろうと考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

町長の今の、最初の答弁の中でもですね、教育委員会からもできるだけ早期にとの要望があるということでございます。早期実現に向けて検討していくという答弁をいただきましたけれども、もう私はそろそろ、その、早期実現に向けて検討していくとかいう時ではなくてですね、はっきりといついつまでにつくるといふ年度を示した方がいいんではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

建設をする年度を明確にという御質問内容だと思いますが、前回の財政推計、あくまでも推計上の部分でありまして、実際にはこれが実現するにおいては、さまざまな検討を加えなければならない。また、諸問題についてもクリアしなければならないということが考えられますので、もう少しっていう表現かどうかはわかりませんが、教育委員会の方とですね、もう少し具体的なものを煮詰める中で年度を、建設年度を定めていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

それでは、教育長にお伺いしたいと思います。

教育委員会としてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育長富永清人君。

○教育長（富永清人君）

できるだけ早く実現すべく私も努力したいと思います。

教育委員会も努力してまいります。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

11月の22日の全協で、全員協議会での財政推計で示された。私はその財政推計の中に組み込まれたっていうのは今までよりも1歩も2歩も前進した状況にあると思います。

それで、その財政推計っていうのは、いろいろな課題があるかもしれませんが、28年度までの今考えられる事業を全て組み込んで推計が出されていると私は理解しております。

ですから、28年度に幼稚園・学童の建設を見込んだ推計が出されたわけですから、も

う、28年度から工事がですね、これから先、大きな災害とか、急な支出がない限り、その推計に組み込まれているわけですから、できないことは私はないと思います。そうすると、28年度が始まりなのか、28年度以降になるのか今の時点では答弁をいただいていませんからわかりませんが、あそこの推計に組み込まれたということは、私は28年度に学童・幼稚園・幼保一体化の施設が完成するのかなというふうに説明を聞いていました。ですから、できるだけ、そういう、もうこれから検討じゃなくてですね、もう、その28年度にでき上がるのか、それからなのか、町の考えをですね、ぜひ示していただきたい。そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

鈴木議員さんの方から強い御要望がございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、財政推計上の位置づけという中におきまして、具体的に教育委員会の方とさまざまな点について、詰めを行っている状態ではないわけでございますので、そういう中におきまして、ここで何年度ということをお答えは、いたしかねませんが、町長の答弁の中にありましたように、できるだけ早い時期にですね、これをきちんとした事業計画として、議会の方に御協議をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

これ以上質問しても、ちょっと答えていただけそうにないんですけれども、私はこの教育施設の充実、また、教育の充実、これは非常に大切なことで、若い方々が鋸南町に定住しようとする要因の一つだと私は思っています。ですから、できるだけ早く、今鋸南町の人口も減っていますから、そういう歯止めをかける手段の一つとしてもですね、できる限りその教育施設の充実を図って、若い人たちも鋸南の教育はいいんだという、どうせこっちの南房総に住むんだったら鋸南に住みたいと思うような一因になれば、私はいいと思います。

ですから、できるだけですね、もう、1日も早いですね、完成を目指してですね、町の方も本当に検討をしていただきたいと思います。ずっとですね、検討します。検討しなすって言われて、この質問をし始めてから何年か経ちますけれども、今回財政推計に載ったっていうのは私は一つの前進だと思いましたが、それで今日、この議会である程度の年度を示していただけるかなという期待も込めて質問をしたんですが、その点は少し残念ですが、まあ、町としても、1日も早い完成を目指して進んでいただきたいと思います、そういうふうに思います。

続きまして、防災対策についてお伺いいたします。

緒方議員の質問の中での町長の答弁にありましたけれども、台風 26 号の際に土砂災害警戒情報が発令されたと、これは大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まった時に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時、適切に行えるよう、また、住民の自主判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報ということです。

町はこの情報を得て、町民に避難勧告を出すということでした。

それでまあ、台風 26 号の時にはですね、10 月の 16 日の午前 1 時 40 分に土砂災害警戒情報が発令され、それを受けて町の方で対象となる世帯の方々に連絡をしたという答弁がありました。

私はその避難勧告をするという判断もですね、その時々で非常に難しいものだと思いますけれども、今回 1 時、夜中ですね、夜中に連絡をしていただいて、避難した方々がいらっしやいましたか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

26 号の時ですね、連絡いたしまして、2 名の方がすこやか・海洋センターに各 1 名ずつ避難をされました。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4 番（鈴木辰也君）

私は本当にこの判断というのは非常に難しいものがあると思いますけれども、そういった避難された方、避難しなかった方、それぞれいらっしやるとは思いますけれども、高齢者の方が多い町ですから、避難勧告をした時に 1 人じゃ逃げられないよと、どうにかしてくれるかっていう時の対応としては、町の職員の方が行って誘導してあげたり、なんらかの手段をもって避難所まで連れて行ってあげるといような対策をしているということ考えてよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

土砂災害の関係に限らずですね、救助、援助の要請等がありましたら、その状況によりまして職員の方で対応をさせていただいております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

この防災対策っていうのはやはりソフトとハード、両面があります。

ソフトの面では答弁にありましたけれども、常に災害マニュアル等を見直して必要に応じた対策を盛り込んでいく。また、町民の方たちへの防災意識が高まるよう、啓蒙活動を繰り返し行う。まったくその通りだと思います。

ただ、ソフト面っていうことに関して言うと、ハードは設置すればオーケーというようなこともありますけれども、ソフトの場合は本当に時間がかかることだと思います。繰り返し繰り返しですね、訓練をしたり、町民の方々にお知らせをしたりして防災意識を高めるための啓蒙をしていかなければいけないと私も思っております。

ただ、その方法としてですね、なかなか町から町民の皆さんにお知らせするというツールというものが今は鋸南町で考えられるのはホームページ・お知らせ版・町報等があると思います。その中でもですね、お知らせ版とか、町報ですね、ホームページ等にですね、常にページを割いてですね、あらゆる方法、方法っていうかですね、方法論を町民の人たちにですね、毎月毎月載せるのも一つの手段だと思います。

そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

おっしゃるとおりだと思いますので、機会をとらえてですね、その広報啓発活動等に努めたいと思っております。

また、今の情報化の関係でホームページ等のリニューアルと言いますか、コンテンツの構成、組み立てをしておりますけれども、その中でもですね、防災情報等についてはわかりやすく表示と言いますか、検索できるような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

今課長から機会をとらえてっていう言葉があったんですけども、このですね、繰り返し行うっていうことはその都度じゃなくてですね、毎回あるページの同じところに防災に関する記事が載っている。今月は見なかったけども、次の時には町民の方が見て、ああここに防災に対するいろいろな対策とか町の考えていることが載っていると。それは、私が思うのは毎月毎月ページを割いてですね、町民の方にお知らせすると。それだけ防災っていうのは町民の方にとっても町にとっても非常に大切なことだと思いますので、できればそういう1ページの内の4分の1とか、8分の1のところでも、毎月ですね、なにかしらの防災対策の方法とか、町の考えている方法。これからの町がこういう

ふうにやっていくんだというようなことをですね、私は毎月載せていくべきだと思うんですね。それはちょっとお話しておきたいと思います。

それで、次はハードの方からの質問をさせていただきますけれども、3月11日の東関東、東日本大震災の時、鋸南町は停電となって、私も真っ暗な状況を経験したのは初めてでした。まったく明かりのない状態が本当に怖くてですね、不気味なものだなというふうに感じたのを今でも覚えております。

今そういう停電が起きた時にですね、蓄電池付の街灯とか防犯灯、ソーラー、鋸南町は、役場の駐車場にもありますけれども、ソーラー付きの街灯、そういったものをですね、避難所の入り口とか、避難所につながる避難路に設置をしていくという動きがですね、日本全国でかなり出てきております。町としてもですね、あの、広域の避難所があるわけですから、ソーラー、太陽光が設置されて、電源がある所は別としても、そういう電源のない所に、停電になって、電源が断たれた時に自然にまずつく、明かりがつく。そうすると人々は安心しますから、そういったような物をですね、設置していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

避難所等ですね、例えば通路、避難路と言いますか、道路沿線に全てやるにはですね、費用的なものとか、いろいろ考えなければいけませんので、避難所の入り口等、必要な箇所ですね、につきましては、今後補助金等を、補助事業等もあると思いますので、そのようなものを活用しながらですね、検討をしていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひ、お願いしたいと思います。

後ですね、今携帯電話が大分普及してきて、公衆電話が大分減ってきております。

公衆電話鋸南町にいくつ、屋外設置式ですね、公衆電話が鋸南町にいくつあるかというふうに考えたんですね。それでいろいろ調べて、確実な数字じゃないんですけども、多分21、鋸南町に屋外設置式の公衆電話があるんじゃないかなというふうに私は調べていて思いました。

この災害時には、携帯電話っていうのはなかなかつながりにくい状態が出る場合がありますので、今この公衆電話がやはり一つのツールとして、連絡のツールとして見直されてきているという記事が徳島の新聞の記事で出ていました。

この公衆電話は普通の固定電話よりもかけた時につながり方が少し優先的につながるということで、避難所とか、そういうところで、いろいろな連絡を取ろうとするには非

常に今良いということですよ。

それで、私は調べるまでですね、どこに公衆電話が鋸南町にあるかなと考えてもいくつも頭に思い浮かばなかったんですね。そういった屋外に設置されている公衆電話をですね、地図に落として、まあ、その地図は新たに作るものではなくても、町の防災マップ、ハザードマップ等をつくる時にでも、そこに落としていただいたり、観光協会・商工会等でもいろいろなグルメマップとかいろいろな鋸南町の地図を印刷して観光客の方たちにも配っておりますので、ぜひですね、町も商工会・観光協会さんと協力連携していただいて、そういった、公衆電話の、屋外公衆電話の場所を落としたマップをつくるのも一つの防災の、一つのことだと思いますので、ぜひともですね、これはそんなにお金のかかることでもないでしょうし、連携をしてやっていただければと思います。

どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

今鈴木議員の災害に対するいろいろな考え方は確かにその通りであると思うんです。

これは災害というものは全て、我々の生活そのものがですね、災害に対応していかなければいけないわけでありますので、その、公衆電話の件はですね、私も承知してないわけでありますが、線が切れたらどうなるんだろうということは疑問にあります。

で、おっしゃっていることはよくわかるんです。全てをやらなければいけないということはあるものですから、やはり、前回、前々回の皆さんの御質問の中でもあったようにですね、バランスのいい、バランスを取りながらですね、財政を見ながらですね、判断をさせていただきながら、いろいろな対応をしていくということにつきると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

私もそれは理解しております。

これは防災も福祉と一緒にどこまでやればいいのかということはないと考えております。

ですから、町で今できること、できるものから順番にやっていっていただければいいことであって、全てやれということではありません。

私が言っていることは全て正しいとも思いません。

ただ、町として、今できること、できる順番でですね、最大限にやるということが大切だと思いますので、ずっと私はこの防災に対する質問をしてきておりますし、いかに災害に強い町にするにはどうしたらいいかっていうのは、町長も考えているでしょう。町の職員の人も考えていると思います。町民の人も考えてくれていると思います。議会

としても考えていると思います。ですから、町全体です、同じ方向に向かってやはり取り組んでいかなければいけないということだと思いますので、ぜひともですね、やれることからやっていただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をしまして、午後 2 時 20 分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後 2 時 1 0 分 ……………

…………… 再開・午後 2 時 2 0 分 ……………

◎ 9 番 笹生正己君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、笹生正己君の一般質問を許します。

9 番 笹生正己君。

[ベルが鳴る]

○ 9 番（笹生正己君）

私はこの議会で 3 件の質問を通告しております。

順次お伺いいたします。

まず、町内の空き家について、昨年の 9 月定例に続いて再度質問します。

昨年の 9 月定例会では増加する空き家が問題となっており、老朽化したものから物が飛んだり、壊れたりするだけじゃなく、鋸南町でもありましたが空き家への放火などの防災上の問題、また不法投棄の温床等々指摘されていることについて質問いたしました。

空き家バンクや空き家対策に関する条例も視野に入れ、他の自治体の取り組みも充分調査検討をし、現状を把握した上で検討すると回答を受けましたが、その後の対応についてお伺いいたします。

次に老朽化した構造物について質問します。

昭和 30 年代日本では高度成長時代、建設ラッシュに沸いて高速道路だけでなく様々なインフラが整備され生活が一変したことは皆さんも御存じのとおりです。それから 5、60 年経過しそれらの多くが老朽化し案件が多くて問題となっています。

前 9 月定例会の決算委員会にて鋸山ダムの堤体について質問しましたが、簡単に更新

できないものです。町内の橋については国からの指導もあって調査し、これから計画的に整備する、していくということが決まっていますが、他の構造物についてはどのように考えているのか伺わせてもらいます。

3点目に都市交流施設について質問する前に申し上げておきますが、私はわけあってこの事業最初の調査委託の補正予算 700 万円に賛成しております。この質問の中で辛辣なことも申し上げることがあるかと思いますが、少なくとも現時点では中止しろとか反対するとかの意味はなく、できて良かったと言われるような施設になるようにと、思っている質問だということを御理解いただきたいと思えます。

では質問します。

この施設を説明すると、多くの町民は疑問を呈してもあえて反対することまでは、申し上げません。しかし予算の説明をすると中にはそれは絶対に止めた方がいいという人まで、それも一人や二人ではなくて何人もおいでになります。稼働してからの町として収益のある場所は直売所、フードコート、そしてテナントであると思えますが、町は大家であるとおっしゃっている以上、借りる方がいなければ、その方々の収益が上げられなければ、借りてもらえないと思えます。例えば人が来ても客とならなければ、成立しません。これからは淘汰の時代になると、人から聞いたことがあると申したことがあります。しっかりしたコンセプトでかつ独自性がなければうまくいくものではないと考えられますが、そのところがよく見えません。この場で説明をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤茂明）

笹生君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「空き家に対する質問。その後の対策について」お答えいたします。

昨年 9 月定例議会で笹生議員からの御意見をいただき、空き家対策に関する条例の制定に向け、検討を重ねてまいりました。

検討を進めている条例案では、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することを目的とし、そのために、町が、空き家等を調査し所有者に適正な管理を勧告でき、正当な理由がなく勧告を履行しない時は、適正な管理に必要な措置の命令、さらには、命令に従わない時は、住所及び氏名を公表することができることと実効性を伴う内容を考えております。

しかし、本条例は個人資産に係るものであり、制定するには慎重に行わなければと考慮しているところで、引き続き検討を進めております。

今年度も空き家に対する町への相談件数は 3 件ほどあり、台風等の強風時に瓦や外壁

の飛散や工作物の倒壊などが想定され、早急な対応を迫られているものもあります。

しかしながら、その所有者や相続人が管理あるいは処分すべき建物であります。

現在は、町が法的に撤去等を行う権限はありませんので、危険家屋などの所有者または管理者を調査した上で、適正な管理をしていただきたい旨の文書を通知し、所有者に自主的な改善を促しているのが現状であります。多くの場合は通知をしても音信不通で、改善がなされない状況にあり、苦慮をしているところであります。

最近の新聞報道では、空き家対策の特別措置法案が国会に提出されるとのことです。記事によりますと、市町村に空き家の敷地内に立ち入る権限を与え、特に危険な家の所有者には、修繕や撤去を命令できるようにするほか、所有者が自ら進んで建物を撤去した場合、固定資産税を軽減する措置が盛り込まれる方向と報じております。

この課題は、町条例の制定のみならず、様々な観点から対策を講じる必要があると認識しておりますが、当面は、国の法案の成立を待ち、町条例の整備を第一に進めてまいりたいと考えております。

2件目の「老朽化した構造物について」お答えいたします。

笹生議員の申されますとおり、鋸南町においても、時代の流れに違わず、構築物の多くが老朽化を迎えております。

それらの維持、管理を徹底し、計画的に対応していかなければならないと考えております。

御質問の「老朽化した構築物について」であります。構築物の種類に分けてお答えをいたします。

初めに、水道課が所管しております鋸山ダムや水道施設につきましてお答えいたします。

鋸山ダムにつきましては、先の決算特別委員会において、笹生議員から鋸山ダムの耐用年数について御質問がありました。

その際は、地方公営企業法施行規則第15条の規定による減価償却費の算出に係る耐用年数に基づき、ダムの耐用年数を60年とお答えをしたところでございますが、日本ダム協会の耐用年数に関する考え方では、ダムの堰堤のコンクリートについては、100年ほど経過したダムでもほとんど強度は低下しておらず、また、補修・補強を行えば、半永久的に使用可能と判断しております。

町では、鋸山ダム堤体の耐震につきまして、平成16年に、専門業者に設計書を基に意見を徴した経緯がございます。その際の意見では、「鋸山ダムの耐震性に影響する設計震度は、現行基準、近傍ダムの実績から見て特に問題がない値が設定されており、また、揚圧力係数は2分の1で、現行基準の3分の1よりも大きな揚圧力を考慮していることから、特に耐震上問題があるとは判断されない」との回答を受けたところであります。

また、実際に職員による毎日1回の目視確認や4年に1回の県定期検査におきましても、特に問題がない状態を確認しております。

引き続き、計画的に改良、改修等による更新を図り、適切な管理のもと、継続使用してまいりたいと考えております。

次に、地域振興課が所管する主な構造物であります、町道と5カ所の隧道、70の橋梁、町営住宅につきましてお答えいたします。町道につきましては、町職員によるパトロールや区からの要望により、日頃から維持補修に努めておるところであり、本年度は、国の交付金を活用して、町道10路線について大規模な補修工事を実施するとともに、町単独の補修工事費につきましても、500万円を増額をし1,500万円とし、機能保全に努めております。

トンネルにつきましては、町内に大崩湯沢隧道・竜島勝六トンネル・内宿の隧道・岩井袋小尾越隧道及び岩井袋トンネルの5カ所ございますが、平成24年度に国からの指示を受け、緊急の目視の点検を行いました。

その結果を踏まえ、昨年、竜島勝六トンネルと岩井袋トンネルの照明器具点検を実施し、安全管理に努めているところでございます。橋梁につきましては、昨年度、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしましたことから、この計画に基づき、平成26年度から詳細設計に着手し、平成27年度からは修繕工事を行ってまいります。

町営住宅につきましては、築44年が経過をし、老朽化が目立ってきておりますので、建築物定期調査、建築設備定期調査、消防設備保守点検等を実施をする中で、必要な修繕を行い、入居者の安全確保に努めておるところでございます。

次に、保健福祉課が所管しております老人福祉センター及び鋸南病院につきましてお答えいたします。

老人福祉センターは、昭和55年度に677平方メートルを建設、平成14年度には「笑楽の湯」147平方メートルを増築し、延べ824平方メートルの施設でございます。

また、鋸南病院につきましては、昭和37年度に建設、以来昭和53、55、62年度と増改築を行い、平成11年度には第2事務所を増築し、現在の延べ面積は3,374平方メートルとなっています。どちらも建築から30年以上経過をする施設でございますが、耐震診断の義務づけの対象となる施設ではありません。

平成25年11月25日に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正におきまして、公益上必要で不特定多数の者が利用する大規模な建物等における耐震診断の義務づけの対象となる建築物の要件・耐震不明建築物の要件・要緊急安全確認大規模建築物の要件が定義をされました。両施設とも該当にはなりません。耐震改修促進法におきまして、同規模の施設については、その所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとありますので、今後、慎重に次期計画を立てていく方針でございます。

3件目の「都市交流施設について」お答えいたします。

閉校後の保田小学校は、総合計画策定懇談会の提案や、また町政報告会での地域の皆様の声なども踏まえまして、都市交流施設として活用すべく、町の総合計画に掲載をし

て事業を推進をしてきたところでございます。平成 24 年度では基本調査業務として、施設概要や可能性の把握、さらには事業コンセプトや事業イメージなどの作成を行ってまいりました。

本年度では、昨年度からの繰越事業として、実施計画の策定業務を進めているほか、体育館の耐震診断調査業務、地域資源情報データベース化及びシステム構築事業、直売所運営体制構築・人材育成業務につきまして、コンサル等に業務を委託する中で、各々検討を進めているところでございます。

また、設計事業者の選定につきましても、12 月 5 日に一般公開で行った 2 次審査を経て候補者を決定したところでございます。

さて、御質問にございます、独自性やコンセプトにつきまして御説明をいたします。

初めに、本事業のコンセプト、目的であります。1 つ目は、「町内の観光資源等の情報発信拠点」とすること。2 つ目は、「地場産業と地域の活性化の拠点」、3 つ目は、「町内外から集う交流の拠点」とすることです。

1 つ目の「町内の観光資源等の情報発信拠点」では、町内に点在する観光資源、食、人、体験、景観など、あらゆる資源を発掘をして、町内外に発信する拠点とすることです。

2 つ目の「地場産業と地域の活性化拠点」では、一次産業や、商工観光業者の方々の再チャレンジの場として、ステージを提供して、地場産業の活性化を図ろうとするものです。

3 つ目の「町内外から集う交流拠点」では、来訪者が滞在して癒される空間、子ども連れの家族などが過ごせる快適な空間を提供するとともに、町内外の方々が買い物や食事に御利用いただくなど、様々な形態の人が集い、交流できる拠点、定住促進が図られる拠点を目指します。人口の減少、高齢化が進展している当町におきまして、その抑制を図るためには、交流人口の増加を図ることが第一歩であると考えており、地域の活性化を図る観点からも、その拠点となる施設を整備することが重要であると思っております。

次に、本事業の独自性であります。集客を図る上でも重要な事項で、他の類似施設との差別化を図る必要があります。

今後、運営事業者や設計事業者等との協議を重ね、独自性を高めてまいりますが、現時点での主な 3 点をお示しいたします。

1 つには、子ども向けの遊び場機能の提供であります。

町内で子どもを持つ方々からの要望も強く、類似の施設において欠けている機能であることから、子どもが安心して遊べる空間、雨天時でも遊ぶことのできる環境を整えてまいります。

2 つ目は、直売所や飲食施設を中心とした食にこだわった施設とすることです。地場製品の販売、食材としての活用、販路の拡大など、国が推進をする 6 次産業化の取り組み

みを進めてまいります。

特に女性を中心とした加工品の製造、販売の取り組みにつきましては、地域の活性化や施設の差別化・地域ブランドの確立などの観点からも大変重要なことと認識をしておりますので、直売所の人材育成などの業務の中で推進をしてみたいと考えております。

3つ目は、快適に過ごしていただく空間を提供していくことであります。

外構も含めた一体的な整備により、心地よい景観形成を進め、立ち寄り施設ではなく、できるだけ長い時間滞在していただける施設を目指してみたいと思います。さらに、文化、芸術などにも接していただける機能の導入を検討してまいります。

以前からお示しをしておりますとおり、町が施設整備を行い、町民の方々をはじめ、民間の皆さんが経済活動を営んでいただくことが、この施設運営の大前提であります。

今後は、ただいま申し上げました事業の方針や独自性を具体化し、実行に移していくことが課題でありまして、そのためには、町が示す方針等に即した運営事業者やテナント事業者を選定すること、さらには地場産品を御提供いただく生産者の組織化、人材育成が必要不可欠であります。施設運営等を行っていただく方々を選定ができなければ、先にお示したコンセプトや独自性は実現できないものと認識をしております。

今月5日、37社の応募の中から、著名な専門家の協力を得て、実績もあり、最適な設計事業者を選定をさせていただくことができました。この設計事業者の協力を得て、より魅力的で、個性的な施設設計を構築をすることはもとより、施設の活用などにつきましても、提案をいただく中で、多くの運営事業者やテナント事業者の募集を実現することや、地域住民の皆さんや来訪者など集客力の向上にも寄与するものと考えております。

町民の皆さんや各分野での専門家など関係者を交え、より良い施設活用を見出し、地域の活性化、地場産業の発展等を図ることのできる施設としていきたいと考えておりますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君、再質問はありますか。

○9番（笹生正己君）

今町長の答弁の中で、検討を重ねてきた、引き続き検討していくとありました。

御存じのように町内では車の入らない昔からのと言ったら語弊があるかもしれないですけど、家が建てこんでいる所があります。そこで、金沢の例の他に長崎の例も話しました。それで、ある担当ここには居なかったんですけど聞いてた筈です。その担当はその長崎の話とかこの町でそういうのも検討したらいいじゃないかと思うようなことが、私が話したことは一切わかりませんでした。この場で一般質問で質問して今日これで終わればいいんかと、私は思いました。検討してないんじゃないかなと、私は思いました。そうしか思えないんですけどどうでしょうか。どういうふうに検討したのかも一度お

願います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

空き家条例の部分の話ですけど、先ほど答弁の中でお答えをさせて、町長の方からありましたけど、要するに条例を制定してですね、その調査勧告命令公表までの部分について素案としてはつくりました。

その中で課題となっているところのものがですね、その代執行等を含めた条例を制定している自治体もあるということがございます。その部分の扱いをどうするかということが、なかなか課内で結論的なことが出ていないということが一つあります。というのは、例えば代執行の条例を制定して実際代執行までやっているところが、県内の中では12団体条例化しているんですけども、その内4団体ですか、代執行を含めた条例をしている団体があります。しかしながら、実績はゼロです。

他県の例でございますけれども代執行をして建物を取り壊しました。その代わり、費用負担については所有者に請求する。しかしながら、それが実際には支払っていただけない。町の税金を投入して、それでまあ何ですか、建物自体取り壊されて景観が、あるいは防犯あるいは安全上、改善されたとは思いますが、公費投入に対しての、本来負担していただくべき方からの回収ができない。そのような事例も伺っていることで、一つにはそこいらへんの、取扱いについてどうしようかということは、ちょっと結論が出ていないことが一つございます。その中で最近の例の中で、国の方もですね、空き家対策全国的に増えてるということの中で、今臨時国会で議員立法で提出されるという情報もありましたけれども、具体的なものは未だ決まっておりません。

固定資産のですね、軽減税率、優遇措置等も含めたものが検討されているということでございますので、国の法制化ということも考慮しながら検討を重ねていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生君再質問。

○9番（笹生正己君）

今検討を重ねてきた結果を聞きましたけど、私その時、NHKのクローズアップ現代でこういうことをやっていたんだよ、代執行今から始める。私の知識とほとんど変わっていない。ちょっと本当にまだ検討したのかわかりませんが、前回その時にブロック塀が倒れかかっているよという家があるよ。したみの所も飛んで近所の人から危ないんでどうにかしてもらえないかといことで、私一般質問したんです。そこのお宅のブロックは倒れてます。幸いと言っていいのかわかりませんが、家の方に倒れてます。その続きが錆びた鉄筋でもって、見るからにグラグラ、とても触れないぐらいになってます。そこは路地になってて、倒れたら人に倒れかかってくるか、そういう狭い道なんですね。

それで近所の人が危ないと思っている。町の方は、それからもちろんその方、当初の私に言ってくれた持ち主とは違う方が所有しているということだったです。だから調べたことは調べたんでしょうけど。そういうお宅が、お宅っていうか、住んでない空き家になっている家がある。それでいいんでしょうか。危ないよって分かっている、その方に連絡しても連絡つかないかもしれませんが、そのままじゃいけないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議員御質問のですね、その空き家の関係につきましては、文書等でですね、先方に注意した。調べまして、文書での通知をさせていただきました。しかしながらですね、その後宛先不明あるいは所有者の変更等もあられたようで、調べました結果、新しい所有者の方に文書等手紙を差し上げているところがございますけれど、しかしながら連絡をいただけていない実情でございます。その対応につきましては、条例云々というよりも、もう少しですね文書だけの通知じゃなくてあるいは直接ですね所有者の方にお会いしに行くとかですね、そういうような形での、もう少し突っ込んだ形での対応が必要かとは思っていますので、そのようなことでまた近隣のですね地域の方々とも協力する中で、対応させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

文書で連絡しても、音沙汰なし。それで困っている。

それだから私は、町なりの条例を作って対応したらどうかという提案だったつもりです。まあ、それが、個人の所有物だったとか、しかも国が検討しているからそれを待っているとか、今現に危ないんだっていうお宅があるのが事実なんですよ。それを放っておくって、私はちょっと怠慢、怠慢じゃないでしょ、それは一生懸命やっていますよ。だけど怠慢としか言えないんですよ。まあ、あの昨年空き家は年々増加が予想され、という答弁がありました。対策が必要だと感じてるとの答弁だったです。新たな町づくりになるこの問題に、これから本気に力を入れていってほしいと思います。もう一つこの問題で、この館山で一部団体がやっているようですけど、この町の中でもそれを真似てというか学んで空き家対策、空き家バンクのような感じなんですけど、それをやっている、やらなきゃいけないんだっていう人がこの鋸南町にもおいでになりますけど、その方、伺ったらその方の意見を伺ったら、どの様にするつもりか、補助なり口での助けなり、考えているかどうか伺います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

空き家の問題ですね、対策というのは3つくらい観点があるかと思うんですけど、まずその、防犯、景観上の問題からの、対応しなければいけないっていうこと。

また議員おっしゃっているように長崎市の例ございましたけれども、取り壊してっていいですかね、土地を提供していただいて地域の公共的な施設に利用していく。またその取り壊したりするだけでなく、空き家バンク的なもので活用していくという観点もあると思います。

まあそれで、御質問の空き家バンクの関係につきまして具体的に町の方に御相談て言いますか、本来行政も携わっていかねばならないことだと思いますので、またあの、お話を伺う中で対応については考えていきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生君再質問。

○9番（笹生正己君）

よろしくをお願いします。

それでは2問目の内容の再質問いたします。

通告質問で、構造物と書きましたんで、古い構造物っていうとほとんどの課に関連してくると思います。ある意味申し訳なかったと思いますけど。ダム、ダムの例を挙げましたので、水道関係から質問します。

ダムの寿命は関係設備の補修や更新で半永久的に使用可能ということは私も調べました。ただし、土砂の堆積によってそれは変わってくるんだというのが最後に書いてありました。その点どうなんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、水道課長近江義仁君。

○水道課長（近江義仁君）

鋸山ダムにおきましては、豪雨による濁水が流入する恐れがあることから、毎年、堆砂量の調査を実施しております。昨年度の調査結果につきましては、有効貯水量 13 万 1,400 立方メートルに対し堆砂量 1 万 9,593 立方メートルでありました。率といたしましては、14.9%でございます。この数年の調査結果は、安定した数値でありました。上流部の採石跡地からの流入も落ち着いているものと思われま。

今後調査結果に注視しダムの維持、管理を図っていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

ここ数年土砂が流れ込んでいないということは、どうかと思うんですけど、それが事実でしょうけど。

ダムの耐用年数は一般の建物でも耐用年数という税法上の問題なんですよね。固定

資産税の償却の問題で耐用年数というのが決まっています。本当だったら使用限度とか簡単に言うと寿命と言ったらいいかと思うんですけど、それは簡単には出ないそうです。

新基準で建てると結構その寿命が延びるということは調べたらありましたけど、でも今回、今日は法定耐用年数をもとに質問させていただきます。

この町ができてから、34年ですから50年のお祝いやりましたよね。鋸南になってすぐに水道事業が行われました。旧保田町で計画がほとんどできていたということで。それからですから、年数はわかりますよね。ダムはわかりました。

でも他の設備について、特に浄水場についてはどのように考えています。

○議長（伊藤茂明）

はい、水道課長近江義仁君。

○水道課長（近江義仁君）

笹生議員の申しますとおり、浄水場におきましても耐用年数の視点から、本来、浄水場の施設の全体の改修を行う時期に近づいております。現在、限られた予算の中で更新を行っておりますが、財政見通しにつきましては、減収傾向にあるため、事業経営に負担が大きくなるよう財源の確保に努めながら計画的に更新を進めたいと考えております。今後、浄水機能に支障がないよう沈澱池や濾過池の改修を行っていく予定であります。

したがって、今のところ、浄水場本体についても、補修・補強で対応したいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

大きな漏水事故が度々あります。今日もなんか放送していたのは、よく聞こえなかったんですけど、断水しますとかっていう放送があったんですけどね。計画、計画的にやっていかなければ、これはおいそれとできる問題じゃ、ことじゃございません。その計画はどれくらいまでつくってあるんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、水道課長近江義仁君。

○水道課長（近江義仁君）

水道課におきましては、平成21年から平成30年までの10年間の水道施設整備計画を作成しております。計画では、竜島歩道橋から大黒橋まで、また県道保田停車場線等ですね、今後、5年間で、5カ所延長1.3キロ、額で約9,000万円。

また、あの浄水場の施設の改修につきましては約6,000万円をかける予定でおります。総額で1億5,000万円の投資を予定しております。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生君再質問。

○9番（笹生正己君）

先ほども申し上げたとおり、簡単に、時間も要ります、修理には、簡単にできることじゃございませんので。計画をつくって、それに沿ってできるだけ古いものは更新していくという方針は貫いていってほしいと思います。

続いて漁民アパートについては前の全員協議会で、以前いつだったか新しく入居される方は断るんだと。そして、できれば他に移ってほしいということ、これは一応了解してありますのでいいんですけど。いつまでもそのままにしておいてはいけないという事だけは念頭においてほしいと思います。

ここに建物についての耐用年数があります。先ほど言った法定耐用年数です。事務所用のものでしたら鉄筋コンクリートで50年です。ですが、病院用のものでは39年となっています。鋸南病院の築年数を教えてください。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

お答えいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、鋸南病院は昭和37年度に建設以来、昭和53年・55年・62年に増改築を行い、平成11年に第2事務所を建設いたしました。

病院の固定資産台帳では現存しております53年度改修分が築35年、55年度改築分が築33年、62年度改築分が築25年、第2事務所が築14年となっております。

○議長（伊藤茂明）

再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

病院はこういう言い方しちゃ失礼かもしれないですけど、増築増築で、ましては前にも防水工事をして今度は防水工事の、大規模と言っていいと思います。大規模な防水工事をする、防水工事をする前に漏れているから、雨漏りをするから防水工事をするんであって、雨漏りをしたらその耐用年数っていうか寿命は随分縮まると私は思うんですけど。この39年、その法定の耐用年数が限界かなと私は思うんですけどね。それは複雑な計算式があるようなので、なんとも私からは言えないんですけど。この補修工事と金額、金額はもうこの前聞いたからいいんだ。古くなった建物で、修理修理と重ねても建物自体がもたなくなっちゃうと私は思うんですよ。それも雨漏りしていたら。多分耐震診断をしたら、すぐ建て替えすることになりはしないかと思うんですけど。いかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はいお答えいたします。現総合計画2011年から2020年度までの総合計画でございますが病院の建て替え計画はございません。

ただできるだけ早く検討させていただきたいと考えております。

当面は施設の維持管理に努め、平成26年度におきましては建物の屋上全体の防水工事、外壁の塗装、3階病棟の改修工事を予定しております。また、耐震診断の義務対象施設とはなっておりませんが耐震診断についても検討させていただきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

病院は多くの人命を預かっています。できるだけ早く安心できる病院にしてほしいと思います。ただ先ほども寿命を話しました。寿命と耐用年数は違うよということで、でも、それもいつまでも放っておけないんで、安心という点ではできるだけ早く検討してほしいと思います。

続きまして、3番目の関係の質問に移ります。私はあまり横文字のカタカナ語は得意じゃないですけど、コンセプトって調べると理念とか概念とかいう言葉になりますよね。でも先ほど根底にある考えという点では同じなのでそのように伺いました。

一つ目として情報発信挙げてます。

現在道の駅に、鋸南道の駅に黄色い屋根の案内所があります。これを譲り受けた時に、その時にも似たようなことを仰っていたかと私は覚えています。情報発信について現在も一生懸命情報発信しようとして考えていることを全てやっていると私は思っています。同じ町の同じような人が考えて、今度は情報発信の重要な拠点だと言われても、どれだけそれ以上のことができるんでしょうか。加えてこの情報発信という点でも外部の人、今までとは違って外の意見を入れていくんだよ。この前聞いていたら、名前だしていいのかな、アットソリューションズの中でも情報発信、これこれこうやってやっていくんだという説明もありました。そういう引き続いてこれからやっていく上で外部の人たちの意見を入れていくのか。ちょっと伺わせてください。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まああの、今後の運営、あのカレンというところに、現在コンテンツあるいはデータベース化、ホームページの改修を含めた中で委託してやっていただいております。それらをベースにした中で施設のハードの整備をして、またあのそれらの情報についての発信をしていくわけでございますけども、すでにホームページ等も更新等していく、リニューアルというんですかね、常に新しいものにしていかなければなりませんので、当然そのソフト的な面につきましても外部の方の御協力を今後もいただいきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問、はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

生産者アンケートというのを先日、先月ですか27日だったかな、11月27日締切、締切っていうか提出期限だったと思うんですけど、その生産者アンケート、もう結果がでていると思うんですけど、その分析結果が出てたら教えてください。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

27日ですね、組合長通じての取りまとめ等お願いしたところでございます。

現在集計中、分析中ということでございますので、ちょっと全てのものはですね、まだ手元にございませんで、まとまり次第また御報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

はい再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

そのアンケートについてですけどね、「あんだかいこれ」って言う人がいるんですね。そりゃこれこれこうだよっていうことで、どれをどれくらい作っているって書けばいいんじゃないですかって言ったら、いやあのこの直売やるから、やったら出しますかっていう風書いてあるけど、まあどういふものだから分かんねえし、分かんねえよって言うわけですよ。

それ、まあ聞いて説明、その方には説明しましたが、なんでねその直売に関して「条件が合えば」っていう一言が入れられなかったんですか。その質問するでしょう、直売やるから出してくれ、その直売どういふものかも分かんない、手数料どれ位かも分かんない。普通だったら入会金みたいなものも取る。それぞれ値段ていうか違いますよね。そういうのが分からないで答えられないっていう方もいたんですよ。なんでその「条件が合えば」っていう一言が入ってないんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

設問の中で条件が合えばっていう、なんでって言われるとあれなんですけど、具体的なことがこれから組織を立ち上げして、例えば具体的にまああの手数料がこれくらいだったらということ、まだお示しできる段階ではございませんので、とりあえず意向の確認という、ちょっと広い範囲での問いかけであったかと思いますが、特段の意図はございません。もしあの配慮が足りないということであれば、お詫びを申し上げたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

いろいろな方がおいでになります。できればそういう風にしてほしい。分かるように、なんでだかかって聞かれなくてもいいようなアンケートをして欲しかったと思います。私も答えた口ですけどね。

続いて、議員派遣と職員派遣について伺います。

議員派遣は職員と行ってますね、町長も行っていると思うんですけど、栃木の佐野と八王子日帰り、それで若い職員は10日程青森の鶴田町に、鶴田町って言うんですか、出張させてます。

私は都合も悪かったんで議員の方行きませんでした。私は以前、元旭山動物園の園長と話したことがあります。「他の施設を見に行つてそうしていれば、こういう施設はできなかったんだよ」って、それが一番の、私、心に響いた言葉です。他の真似してたら絶対、成功・大成功ということでしょうけど、まずないと思います。それで何かヒントになるようなことでもあったんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君

○総務企画課長（内田正司君）

どちらの、職員の方の派遣の話、両方ですか。まあ、あの、「どまんなかたぬま」あるいは八王子ということで、視察をしていただきました。職員だけでなく議員さんも含めて行っていただいたわけですが、その中でやはり成功している理由と言いますかね要素みたなものは部分的ではありますが感じ取られたところがあるんじゃないかと思います。

例えばその後の視察後の小学校跡地利用の特別委員会でも議員さん方の方から御意見を頂きますと、やっぱりそのリーダーシップと言いますかね、プロフェッショナルの方、例えば田沼等の駅長さんのような、そういう方が関わってもらえることがいいだろうと、例えばこれ一つの例だと思います。というような事をですね、共通ある意味共通認識といいますか、できたことが大きいことではないかと思っております。

また、あの職員の方の事でございますけども、一日半日の視察ですとね、例えば田沼にしても八王子にしても或いは表面的な事しか見えないこともあろうかと思っております。その中で、まあ、あの縁がありまして鶴田の方にですね職員の方が10日間研修をさせていただきましたのでございます。

道の駅として地域の中で成功している事例の道の駅だと思います。その中で、これは、あの行った先ですね、一戸さんという駅長さんの今回の研修に当たつての講評のようなものを頂いております。その中の言葉としてですね、やはり、その例えばその道の駅の状況をですね運営状況の良い所悪い所、これを肌で感じたと思う。あるいは道の駅についてやはり地域でナンバーワン、一番を目指さなければいけないとか、様々、それで要素と言いますか要因のようなものをですね、職員の方は肌で感じたんじゃないかと、

そのことを今後ですぬ道の駅、町でやろうと計画しております産直のように橋渡しをしていければいいんじゃないかということでございます。

具体的にここはこうというような事も職員は感じ取ったこともあろうかと思いたすけども、そこで肌感覚みたいなものがあると思うんですね。それを今度の事業の中で担当として活かしていけるんじゃないかと、そのように認識をしているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生正己君。

残り五分となりましたので。

○9番（笹生正己君）

はい、この次にはそれは無駄だったんじゃないかということと言おうと思ったんですけど、ちょっと5分になったんで、社協バスそしてデコワンボックスを見るとこの町の自慢が描いてあるんじゃないかなと思うんですけど、自慢がてんこ盛りでどれを売りにものにしたいのか私には分かりません。

これを町長に伺いたいんですけど、この町で自慢できる、先ほど食材のことも仰いました、自慢できることって何でしょうか。いっぱいありすぎて答えられないということは、とおりません。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

まあ、あの、一つにはですね、気候が温暖であるということであろうと思います。我々の自慢できることはですね、日本の中のこの地域にですねこの町があるということが自慢できることだと私は思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい再質問、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

11月29日に直売所成功の秘訣と題した講演会がありました。その後の、講演の後の質問で、外の人から見てこの町はっていう質問にも、この町は景色がいいと言って逃げてましたね。どれがいいっていうか、はっきり言えません。町長は私がいいって言うかと思ったんですけど。

かなり多くの町民の皆様が疑問を持っています。サービスエリアでもある、隣の道の駅でさえ震災後の落ち込んだ状況後、元に戻すどころかその水準を維持することすら大変であるという現状ゆえ細かいことも質問しましたが、議会や世間がなにを言っても、町長は先般よりやると決めているんですから、桜の時のようにあの時もそうだったんです。政治生命をかけるくらいの固い決意でつくってもらって良かったと後々言われるような施設そして運営を望んで、質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で、笹生正己君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし、午後 3 時 30 分から会議を再開します。

…………… 休 憩・午後 3 時 2 0 分 ……………
…………… 再 開・午後 3 時 3 0 分 ……………

◎ 1 番 渡邊信廣君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、渡邊信廣君の一般質問を許します。

1 番 渡邊信廣君。

[ベルが鳴る]

○ 1 番（渡邊信廣君）

最後になりましたけれども、私からは 2 件の一般質問をさせていただきたいと思いません。

1 件目は、汚染土壌処理施設設置計画についてでございます。

このことについては、先ほど三国議員からもありましたので、ダブリがあるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

本計画は、平成 24 年 2 月 27 日付で事前協議が県に提出されてから 1 年 10 カ月になろうとしております。その間、自然豊かな郷土と未来ある子どもたちのため、汚染土の町になることに断固反対を訴える、「鋸南町の環境と子どもを守る会」の皆様の反対運動による署名活動は流域戸数の 70% を超え、全体では 7,200 人からの署名となっており、鋸南町議会を始め、農業委員会・鋸南土地改良区・勝山漁業協同組合他 5 地区の行政区から知事宛に反対の意見書が提出をされているところでございます。

また、この 9 月 28 日の建設反対の決起集会には、約 400 人、デモ行進には、280 人が参加するなど、鋸南町始まって以来のデモ行進になったわけであります。なお、鋸南町においても 3.11、あの災害の時の福島原発による風評被害も含め、保証金がですね、農協、農業、漁業、観光にも保証金がですね、及んでいるというふうに聞いているところであります。このような状況の中で、人口も 9,000 人を割り込み、過疎化が進んでいる中で、鋸南町の将来を真剣に考えた場合、人口の減少に歯止めをかけ、定住人口の増加対策など、町の活性化をしなければならない状況にあると思えます。汚染土の持ち込みが本当に町の活性化になるのでしょうか。また、定住人口を増やせるものになるのでは

ようか。非常に疑問に思います。

そこで3点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、現在の計画の進捗状況がどのようになっているのか。

2点目は、利用しようとする、町有岸壁の契約内容についてはどのようになっているのか。これは非常に重要なことだと思います。

3点目、町内の深掘りですね、深掘りの採石法に対する対応についてはどのようにしているのか。

これが1件目の質問でございます。

2件目は、佐久間ダム公園の今後の取り組みについてでございますけれども、この件については、私も当初の佐久間ダムの植栽計画に取り組んできた一員でございますので、思いが強いかもしれませんが、佐久間ダム周辺は現在公園として条例化をされております。

当初は県営水環境整備事業によって、11億4,000万の事業費によってですね、現在の基盤を整備し、その後平成16年度からエコガーデン構想、これは当時の総合計画に基づくものでございますけれども、基づく町民一体による桜を中心とした花木の植栽を行っておりますが、現在では、桜を始め、水仙の名所となりつつあると思います。なお、町報などに寄せられている町民の意見では、公園や広場、子どもたちが安心して遊べる場所をというような要望が非常に多いように思います。

そこで、佐久間ダム公園は年間活用を基本とした多目的町民公園として経済効果を併せ持つ観光の一大拠点とすべきと思います。

そこで2点、質問をさせていただきます。

1点目は、佐久間ダム公園について、今後の整備計画をどのように考えているのか。進めていくのかということでございます。

2点目、今後の収益を上げるための対策についてはどのように考えているのか。

以上2件の質問に対し、答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「汚染土壌処理施設設置計画について」お答えをいたします。

御質問の1点目の、「計画の進捗状況について」であります。経緯を簡単に説明いたしますが、平成24年の4月27日付けで千葉県環境生活部長より鋸南町に対して、汚染土壌処理施設の設置計画等について意見照会があり、平成24年6月15日付けで回答書を提出し、その後4度の照会を受け、回答を行ってまいりました。

直近では、平成 25 年の 7 月 8 日付けで県から「汚染土壌処理施設設置等計画にかかる審査指示事項回答書の内容について」に対する照会があり、町として、「地域との合意形成が整わない以上、協議調整済ではない」旨を平成 25 年 7 月 16 日に回答をいたしました。

その後は、県から特段の照会・通知は受けておりませんので、現在も県において事前協議中と認識しております。

次に御質問の 2 点目、「利用しようとする町有岸壁の契約内容について」であります。町が所有をしております吉浜埋立地の普通財産につきましては、民間会社との間で土地の賃貸借契約を締結をしております。契約の内容であります。使用の目的は、石材運搬船係留用地及び石材積出用地で、賃貸借の期間は、平成 15 年 1 月 18 日から平成 30 年 8 月 20 日までとなっております。

次に御質問の 3 点目、「町内の深掘採石場に対する対応について」であります。現在、鋸南町には未廃止を含め 7 つの採石場があり、そのうち認可期間中で稼働している採石場は、町内に 4 カ所となっております。

そのうち、掘り下がり採掘計画がありますのは 1 カ所で、その採取計画認可期間は、平成 23 年 12 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までで、計画では、海拔 5 メートルまでの掘り下がり 28 万 9,776 立方メートルの採取量となっております。計画書添付の埋戻し土砂確保計画書によりますと、全量を場内表土等・その他廃土石で埋め戻す計画となっております。

県では、採石法第 42 条の規定に基づき、各採石場・採取場の業務状況につきまして四半期毎に現地の立ち入り検査を実施し、指導を行っております。町も現地立ち入り検査に同行をし、状況の把握に心がけておりますので、採取場及び町民皆さんの安全につきまして、必要な措置を講ずるよう要望をしまいたいと考えます。

次に 2 件目の「佐久間ダム公園の今後の取り組みについて」お答えをいたします。

御質問の 1 点目、「佐久間ダム公園について、今後の整備計画の考え方は」についてであります。山あいの自然を生かし、住民や観光客の憩いの場所となるよう、桜を始めとした、花木の植栽を進めております。

年間を通じた景観が楽しめるよう、現在は水仙の植栽、アジサイやフヨウの植栽、彼岸花の植栽にも力を入れているところであります。

8 月の議員全員協議会でもお示ししたとおり、ダム公園全体を見ますと、回遊性の向上の為、遊歩道の整備や駐車場スペースの確保、案内サイン等の充実など、まだまだ整備を必要とする事項が考えられます。

また、「たまり」と呼ばれるようなスポット的な整備も必要と考えており、有利な補助事業等も模索しながら、整備を進めてまいりたいと考えます。

次に御質問の 2 点目の「今後の収益を上げるための対策についてどのように考えているか」についてであります。これまで、憩いの場所となるよう景観の整備を進めてまい

りました。

お陰さまで、早春の花観光の時期には、大勢のお客様に来訪していただけるようになりましたので、来訪客のおもてなしの意味でも、地域の特産品や、特産品の販売や宣伝は必要不可欠であると考えております。できれば、地域、町民の皆様におもてなしの心で積極的に実施をしていただけたら幸いです。

ダム公園を利用するに当たりましては、「鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例」の中で利用方法が規定されておりますので、わかりやすく、広報紙等でお知らせをしてみたいと考えます。

また、ダム来訪者が町内を回遊し、経済活動をしていただけるように、ダム湖の休憩所などで、町内の食事処の、食事処やまた、他の観光スポットを紹介するチラシやパンフレットを充実をさせてまいりたいと考えております。

スタンプ、すでに、水仙観光の時期には、町内の26の店舗と協力し、スタンプ、スタンプラリーを開催するなど、町内有志の方々とともに活動も推進をしております。通年を通してダム公園から町内を回遊をしていただき、経済効果が上がるようさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは再質問をさせていただきますが、まず1点目の汚染土壌の関係になります。

1点目の経過については進展がないということでございますが、これについては、あったらですね、すぐにまた報告の方をいただければと、このように思っております。

2点目ですけれどもね、これ非常に重要な部分なんです、契約上の使用目的は石材運搬係留用地及び石材積出用地であるとのこと。契約の中身はそういうことですね。

今回の計画のように、外部からの荷揚げについてはこの契約を見ればできないと思いますけれども、まず町の考えというものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

えっと、岸壁の利用の関係ということでございますけれども、あの、答弁の中にあつたとおりでございます。使用目的が記載されております。

ということでよろしいでしょうか。

特にですね、正式には事業者、契約者の方からですね、町の方に利用等の申し入れは現在のところございませんので、契約はこういうことですよということの答弁、町長がしたとおりでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

なんか無難な答えでね。

契約上でいけばこれは目的外というような話ですけれども、私が言いたいことは、これは非常に大変重要なことなんです。業者にとっても重要なことなんですよこれは。

まあ、これは当然業者の方に使えないというようなことを、伝えてあるのかどうか。この辺を再度確認をしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

このことはですね、伝えるとか伝えないとかっていう話じゃなくて、契約書はですね、あくまでも契約ですから。契約書どおりということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ、あの、この件についてなんですけれどもね、実は9月の29日の日に農業委員会の方で再度業者さんの方から説明を受けました。その時にその辺の質問をさせていただいた時にですね、これについては契約業者さんの方と話をさせていただくというようなことになっているわけですよ。そういう質問に対しての回答だったんです。

これをですね、契約上がどうあれ、どうあれと言うか、内容からすれば使えないことになりますので、当然今の状況です、町の中であのようなデモ行進まで起きるような状況もある中でですね、町としては、当然その問題についてを契約業者はもちろん、今回のこの事業計画をしている業者に対しても当然伝えるべきだと思いますけれども、もう一度回答を願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

渡邊議員さんですね、御質問、再度という話でありまして、なにが優先するかという話でありますから、このことはですね、町は契約をしているわけでありまして、契約が最優先するわけでありまして、契約以外はなにもございません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

この辺についてはですね、平行線になってしまうかもしれないんでね、これは要望になりますけれども、これは本当に重要なことなんですね、これを使えるとして、これからの事業の計画を進めるかどうかについては、すごい重要なことだと思うんですよ。ですから相手の立場に立ってみても、その辺は契約上のこと云々をどうこう言うんじゃないくて、はっきりと伝えてあげることが町としても、業者にとっても、非常にいいことではないかと思います。

その辺についてはですね、これは平行線になると思いますので、これ以上は突っ込みません。いずれにしてもですね、そういう要望で、できれば業者さんの方に伝えていただきたいというふうに思います。

続いてですね、3点目の掘り下がりへの対応についてでございますけれども、この採石場についても、鋸南開発と同じく、同じく、同じ内容ですね。での、掘り下がり、説明では、海拔5メートル、約29万立米という掘り下がりというような説明を受けました。その中で全量を場内表土等その他排土石で埋め戻す計画とのことでございますけれども、現状のですね、埋め戻し材についてはどのようになっているのか。当然町としてもこの辺は干渉をしていることだと思いますので、この辺の状況についてをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この計画については、全量を場内で埋め戻す計画となっております。

計画では、平成23年から25年度に20万立方メートル、26年度から28年度までに10万立方メートル、29年度から31年度に7万3,500立方メートルを埋戻するという計画でございます。

県については、立ち入り検査実施時に計画図面により、採取場内に確保されている表土・廃石の堆積場に埋戻し用の表土・廃石が堆積されているかどうかを確認しているとのことでございます。誠に申し訳ございませんが、町としてはですね、その時にはっきりと同行をしておりませんので、現在は確認しておりませんので、現在稼働中でございますので、今後県が行う調査にですね、町としても同行し、確認等を行っていきたくと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

この辺については、先ほど三国議員からもありましたように、鋸南町には7カ所、特に今稼働しているところは4カ所ということですが、深掘りもですね。実際のこ

とを言うと3カ所になっちゃうわけですよ。

そういう中ですね、町としても、全体的に7カ所も採石場があるというところからすれば、これは非常にこれからの鋸南町の将来については大事なことでございますので、ぜひこれからの立ち会いについてはね、県と一緒に立ち会いの方をお願いをしたいというふうに思います。

まあ、聞くところによると、この採石場については、県からの報告の中ではですよ、場内には表土及び排土石を確保する場所、確保するだけの場所の確保があるというような回答もあったように聞いています。それはどういうことかということですよ。場所だけあって、材がないっていったらどうするんだっていうことがこれから非常に大きな問題にもなると思いますので、今も言いましたように、今後の現地立ち会いについては、町の方も当然、県ではなくてね、町が最終的、町民がこの影響を被ることになるわけですから、十分なこれからの対応をお願いしたいというふうに思います。

続いてですね、先ほどの三国議員の、に対する答弁の中で掘り下がりの方はこれは鋸南開発のことを言っているんですよ。一般廃棄物・産業廃棄物及びその他の有害物質等を搬入しないことを誓約しているようでございますけれども、この深掘りの箇所については、どのようになっているのか。先ほどこの辺については回答がございませんでしたし、私もそれは質問していませんでしたけれども、それがどうなっているのか。その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

千葉県認可申請書作成要領で埋戻し土砂計画書を添付するということになっております。その添付の記載の中に一般廃棄物・産業廃棄物及びその他有害物質等を搬入しないという、誓約しますということになっておりますので、この業者につきましても、誓約しているということになります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

わかりました。

今度は関連になりますけれどもね、これも重要なことなんだけれども。

今度は鋸南開発の方に移りますけれどもね。まあ、平成24年の9月の28日付けで県の方にですね、是正計画書が出されているんですよ。これについて当初のですね、これは平成24年の11月の5日付で出ている岩石採取計画是正計画書というのがあります。それについての中身、中、ちょっと読まさせていただきますけれども、現在の状況ということですが。

計画標高 13 メートルに対して現況標高 1 メートルの箇所がある。これは平成 14 年に認可を受け、掘削をした部分であるが、掘削後に製品以外の土砂で埋め戻しましたが、羽田空港拡張工事に伴い、製品掘削が間に合わず、埋戻し材が規格を満足していたため、製品として搬出をした。その結果に対して、是正計画の、是正の内容ではですね、平成 14 年に認可を受けた、掘削をした部分については、これはですね、まあ、今度はあまり全部読んではいけないんで、結果的に埋戻しに使用する土砂は掘削区域による、発生している製品以外のものの土砂とすると。

要は場外から持ってこないよと、そういうような誓約っていうか、是正計画書になっているんですよ。それに対してね、今度その、先ほど言いましたけれども、平成 24 年の 9 月の 28 日で、やはり是正計画が出ています。

実際のこの、汚染土壌の処理施設の計画というのは、平成 24 年の 2 月の 27 日に出ているんですね。にもかかわらず、是正計画が 24 年の 9 月。全然遅い時に出てきているんですよ。普通であればもっと前に出てこなくちゃいけないようなものに私は思います。その中身をちょっと読まさせていただきますとね、是正の内容っていうか、内容ですけども。これはあの、T P 13 メートルっていうのは県道の高さまでが岩石の採掘許可になるようです。その中で、是正の内容というのがですね、計画では場内、場内発生土より、計画高の高さの T P 13 メートルまでは埋戻しを行うことになっておりましたが、この埋め戻した、に、よ、埋戻し、に用いる土砂の確保が困難になりました。

したがってですね、全部読みませんよ。このような状況からやむを得ず、本来埋戻しに確保すべき土砂の一部を製品として出荷してしまいました。このことから、他法令に基づく許可を取得し。他法令というのは、汚染土壌処理施設設置計画のことですよ。で、取得し、他の事業で埋戻しを行う予定ですよというようなことが出たのが、24 年の 9 月の 28 日ということになります。

もう既にわかっているにもかかわらずこういう是正計画が出てくる。

ましてはですよ、これは本来、埋戻しを場内表土で処理をして、表土で埋戻しをして、これは林地開発に基づくことです。森林に戻すということが基本でありますよね。にもかかわらず、こういう形で、今度はその、深掘りをした部分が、業をなすために今度は外部から汚染土壌をもって埋め立てをする。これは採石法の部分、13 メートルというのは県道まで。それがですよ、このような軽微な変更で済まされてしまう、これについては我々はですね、今は先ほどもあったように、県、国の委任事務から、県の今度は自治事務に変わった。県の権限が強くなったということでございますけれども。これについては、県の考え方がいかなものかなと、非常に私はふ、あの、疑問に思います。

これについて、町長のお考えがお聞きできればと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

確かに、渡邊議員がおっしゃられるように、採石法に則って、採石場を運用していくと。それで、そこに大きな穴があるからという話の中で軽微な変更というような扱いをします。その県の私の判断は、非常に疑問があります。

そういう意味ではですね、我々の町の住民に対してですね、きちっとした説明があつてしかるべきと、そう思うところであります。

まあ、再度申し上げますけれども、県の判断には、私は疑問があります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ今町長からもですね、非常に疑問に思っているということでございました。

これについてもですね、県の見解が決して正しいとは思いません。

そういう意味ではですね、これからも、県に対してもですね、この辺については、現状というものを十分うったえながら、まあ、その辺についての対応をしていただけるような、ことをしていただければと、というふうに思っております。

それではですね、その次にですね、これも非常にこれからのその、法整備と言う意味で、非常に重要なこととなります。先ほど三国議員からも要望がございましたけれども、まあ、町の中には皆さん御存じの通り、先ほど三国さん言われましたよね、鋸南町の浄水場の上にも大穴が開いていますというような。これは鋸南町の浄水場の水がめの上にある施設のことを言っているんだと思います。まあ、こういう所もあるんですよ。これが一つ許されてしまったらどうなっちゃうのかなというのが我々にとっては非常に大きな心配なんです。まあ、被害を受けるのは県ではない、町民だということですよ。まあ、そういう意味で、その中でですね、町民が困らないようにという意味で、鋸南町の将来のためにも、まあ、抑止力となるようなですね、これからの埋戻し材これは安全基準ということについて、これは当然さっきの中では県の方には強く要望すると、いうようなこともございました。それから他の県ではやっている、これは県が、本来はやるべき仕事でしょう。しかしながら、我々が思う今の県の状況については、いささか疑問も持ちかねない、持たざるを得ない。まあ、このような状況にあるわけですから、県がつく、つくっていただかなければ、当然先ほど三国さんからあったように、町としての埋戻し土砂っていうかですね、土壌についての安全基準を定めるというようなことは是非お願いしたいと思えますし、先ほど副町長の答弁の中では検討をするというような回答をいただきました。検討って言うのはどういうことかなって思いますが、これについては我々もですね、町民のことを第1に考えなくてはいけない。そういう立場にある中で、これは町も議会も、これは議会っていうか、議員ですね、まだ、議会とはまだ言えませんけれども、議員としてもこの問題については、検討じゃなくて、検討委

員会をつくっていただくように、ぜひこのですね、安全基準に対する検討委員会をつくっていただけるように、お願いをしたいと思いますがいかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

議会のことに対して私の方からは答弁がいたしかねませんので、よろしく願い申し上げます。

ただ、先ほど三国議員と同じ答弁になりますが、三国議員に対して答弁した内容、そのものをですね、渡邊議員の方も御理解いただいたと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

いずれにしましてもね、議会の方については、当局は言えないと思いますが、いずれにしてもですね、県の状況もあります。自ら自分の町を守るということに対して、再度これは町長からこれ、つくっていただけるかどうかについて、再度、検討じゃなくてね、この良い答えを期待したいと思いますがいかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

採石の中での、採石法の中でのことの部分がございますので、県があくまでも許認可権を持っております。それを飛び越えて町が実際にできるかどうかということを含めてですね、対応をさせていただきたいと思えます。

法を越えてですね、町独自では、独自のものはつけれない。そういうものもありますので、それについては慎重にですね、検討を加える中で、前向きで対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあこれもですね、これ以上の答えは求められないと思いますが、いずれにしてもですね、自ら自分の町を守る、そういうこの件については特に、そういうことが見えるわけですね。いずれにしても、前向きにこの問題について、我々もそうですけれども、当局についてもぜひ、この安全基準をね、つくっていただけるようお願いをして、この1回目の汚染土壌についての質問を終わらせていただきたいと思います。

あと何分、23分か。

続いて佐久間ダムについてでございます。

1点目ですけれどもね、私は質問の中で年間活用を基本とした多目的町民公園として経済効果を併せ持つ観光の一大拠点とすべきだと質問をさせていただきました。その中でもですね、町民の声として、公園や広場、子どもたちが安心して遊べる場所の要望が多いということでございます。これは町報によく出てきますよね。

そのことについてですね、その辺を含めて、整備は今後どのようにしていくのか、再度この、子どもの遊び等含めたことについての回答をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

鋸南町で公園と位置づけられていますのは、鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例によりまして、佐久間ダム公園と大六公園となっております。

確かに町報でですね、鋸南町に公園が欲しいという声は聞いております。昨年からですね、休日や夏休みなどにつきまして、保田小学校の校庭を開放して対応を取ったところでございます。

さて、佐久間ダムの活用についてですが、遊具などを配置してですね、佐久間ダムに子どもの遊び場をつくるという方法もあろうかと思いますが、そうしました場合におきまして、反面ですね、その遊具の点検、あるいは安全性、その他のものがですね、やはり必要となってくると思っております。

そうしましたところですね、やはり考えますと、先ほど保田小学校を利用した交流施設でですね、子どもの遊び場等を提供していく計画をですね、考えているということでございますので、まずはそちらの方を優先してですね、対応をとという方法が良いんじゃないかと私は思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

当然ですね、あの、遊具を設置すればそれに対する維持管理等も出てくるわけですがけれどもね、ただあの、佐久間ダムというのはかなり前から、ここ、先ほど言いましたようにね、水辺環境整備事業というような県の事業で大きな、11億4,000万というようなお金をかけて、あそこまでやっともってきた。それを受けてエコガーデン構想の中で桜の植栽だとか、花木の植栽を含めてきたという部分でいけば、鋸南町とすれば、今の他の、他から見ればですよ、非常に大きな、非常にこれからも有効活用が可能な施設だと思います。私は。

そういう意味ではね、確かに遊具だけじゃないですよ。これはあの、憩いの場です

から、親子が憩える場所というような部分では、それは確かに芝生の広場があったりとかね。そういう部分では子どもがそこで自由に遊べるようなスペースの確保があるということで、それについては、まああの、憩いの、親子が安心して遊べる場所という意味ではあまりその、お金をかけるとか、施設を整備するとかではなくで、そういう形でもいいかと思しますので、それについては、この辺で終わらせていただきたいと思います。

次にですね、観光の一大拠点に対して、観光客のこれ、滞在時間っていうのは長くて1時間から1時間ちょっとなんです。そういう中で、今もかなりどンドンどンドンと、その、植栽を広げていっている。その中でですね、そういう広げていくと今度管理が大変になるんですよね。まあ、そういうことも視野に入れながらという意味では、見どころをしっかりと作りあげていく。まあ、前回のプロポーザル、あの、保田小学校の時もあったね。その、ランドスケープと、横文字になっちゃいますけれども、景観をつくるということの中で、やはり見どころをつくる。そういう部分での取り組みがずっと広げるんじゃなくてね、1カ所に集中した見どころをつくるということも、今後は考えていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思います。

今までお金がない中で地元にお任せをして、委託料としては800万円くらいしかまだかけていないんですよ。まあそういう中ではね、やはりその私から見れば、見場所ってどこって言ったらば、例えば暁観音からあの辺に皆たまるんですよね。ずっと車でとか、バスで降りてきて、暁観音とか。あるいはその、金銅橋とか長尾橋とか、あの辺までなんです。そこから見た時に、その道路の周辺についてある程度桜だとかいろんなものが植栽されていますけれども、例えばそれから南側を見た時のまあ、地域振興課の方でつくられた今後の計画の中の見取り図の中にはですね、その、南側の方の斜面、これも伐採計画があったりとか、遊歩道計画もあるんですけども、具体的にまだできていないと思います。

一時は森林組合の方でというようなお話もあったけれども、それもぼしゃったというのが状況で、やはりあの辺についても色を入れるということも大事なことだろうと思えますし、それについては素人がデザインをするんじゃなくて、お金をかけなくてもやはりプロという部分での対応をしていただくことで、メジャーになれるんじゃないかなというふうに思います。

さらに加えていけば、管理の中ではですよ、今お草刈りをボランティアの方々が一生懸命やっただいておられます。でも、なかなか息切れをしている状況にもなっています。それは広範囲に及ぶからですね。で、お金になってないということもあるわけです。そういう意味ではですね、これから、一極集中じゃないですけども、見せ場をつくる、それについては専門家を入れ込んだその、デザインもそうですし、あるいは庭師という部分での、これからの剪定作業とか、いろんなものをピシッと作りあげて、これからの一大拠点にまあ、すべきだなど、まあ、というふうに思っていますけれども、これについて、町の考え方はどうでしょうか。

その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この件につきましては、佐久間ダムが県から町に移管されて10年、約10年だと思います。この間ですね、携わってきたいろんな方々がいます。その方々が一生懸命植栽あるいは駐車場整備等を行ってきております。

その中において、確かに渡邊議員さんがおっしゃる通り、「たまり」とかですねスポットって言うんですかね、その辺は私も欲しいとは思っております。

そういう面でアドバイスをいただけるような方がいればですね、担当課としては非常にありがたいと思っております。この辺につきましては、今一生懸命ですね、ダム湖観光生産管理組合ですか、の方々も一生懸命やっておりますので、併せてですね、そういうような専門家の意見も聞くような機会があれば対応していきたいと思えますし、今現在についてはですね、なかなかこの植栽計画等を、維持管理等一生懸命やっておりますので、今のところ機会がありませんので、まあ、そういう機会が設けられるような状態というのをつくれば、検討していきたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今課長の方からね、お金のことも心配されてということもあると思えますけれども、そういう方がいればということではなくて、入れて、ぜひこれを一大拠点にさせていただくようなことをしていただきたい。

中途半端では困ると思えます。

このままいけば、絶対元の木阿弥に戻ってしまう。ジリ貧になっちゃうというようなことを考えます。

参考にですよ、例えば辰野町のパークホテルの下を想像していただければいいと思えます。きちっと整備をして管理をするということが非常に大事だろうと、いうふうにこれは我々も友好都市ですからね、それが本当に参考になるかわかりませんが、そこまでしていくということが、結果的に地域を、拠点をつくるということは、経済効果を生むための拠点づくりであると思えます。ただ観光客が来たから、何人来たから、ではない。その地域がいかに潤うかということがですね、一番の基本での、拠点整備だというふうに思っておりますので、その辺については、再度は質問しませんのでね、その辺も認識していただいて、これからの整備をやるように、やっていただけるようお願いをしたいと思えます。

続いて、2点目になりますけれども、14分、佐久間ダムには憩いの場所として、お茶

を飲む場所もないというような意見もございます。

現在の休憩所については、建設当初から民間活用について議論をされてまいりました。今後の広がりを起こす上で、経済効果の大きな役割となると思っておりますけれども、現在の休憩所を民間活用させる町の考え方はあるかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほどから渡邊議員の御質問の中でですね、中途半端にしてはいけないというお話がございましたので、確かに中途半端にしてはいけない。絶対にあれをつくりあげる、そういう気持ちでつくり上げていかなければならない、そう思っております。

また、今の休憩施設、あれは休憩施設として助成を受けてつくったものでありまして、あれを経済効果が出るような形でというようなことも考えられますけれども、なかなか地元の皆さんにお話をした時にですね、賃借料が払えないというようなことの中でですね、使っていない状況もあるわけでありまして。

そして、近年お伺いしますと、多少あの、ところで、売店等の移動があるように伺っております。そのこともですね、踏まえながら、いかに経済効果を出すかということも今後検討していきたいとそう思っておりますし。

残念ながら、11億4,000万円のあの公園整備はですね、なかなか経済に、経済的な広がりになっていかないというのは現実でありまして、そのことも踏まえながら、保田小学校の交流拠点というような形をですね、考えたところもあるわけでありまして、様々な施設を有効活用しながらですね、あそこも、ダムも一大拠点としての位置づけをしてですね、我々の町内のいろんな場所ですね、経済的な広がりをつけることができればと、そう思っておりますので、ぜひですね、これからも維持管理を行う上で御協力をお願いをいたしたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今町長の答弁の中でね、賃借料が払えないというようなお答えがございました。今は管理条例というか、今度は運営規定の方ですよ。で、それはですね、やはりその、基準というのはですね、まあ無償ということがいいかどうか分かりませんが、まずは、地域を元気にするという意味ではですよ、まず、行政がいつまでもかかわっていて、広がりがあるかって言ったらないと私は思っています。

民活をすることでいかにお金を儲けるかということが、その辺の周辺をですね、自分たち自らどうやっていこうかというような意識に変わりながら経済効果を生む。それが

民間だと私は思っています。行政はそんなのやってもやらなくても、痛くもかゆくもないんですよ。経済効果は必要ないですからね、はっきり言って。そういう意味では、やはり民の人がそこで、働ける、そこで商売ができる。それは果たしているかどうかはわかりませんが、当初もそういう議論があった中ではですね、その辺をまず民間開放できるような形のこれからステージづくりというのをですね、まあ、やられたらどうかと思います。それが、結果的にですね、あの辺がだんだん潤ってくる。民の力がですね、だんだんだんだんあそこに、まあ、かなり、注がれることによってですね、行政では考えられないような発想のこともあそこの中に生かされてくるというようなことだろうと思いますし、まさに、今都市交流施設というのも、その辺を含めた、町民のためのステージづくりという部分ではですよ、当然その辺も考えてのことだと思いますので、佐久間ダムもサテライトであるかもしれないけれども、あそこにやっぱり、拠点としてのしっかりとした民をはりつけた、これからの広がりのある一大公園にさせていただくように要望をしたいと思いますが、町長の方に答弁があれば、お答えがあればですね、最後お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

まああの、渡邊議員のおっしゃることは当然のこととございまして、が、しかし、あの、先ほどの休憩施設云々の話とはこれまた違う話でありまして。あれはですね、水辺環境整備の中で受けた事業でありますから、あそこに来られた方があそこで休憩ができるという施設でありますので、あれをですね、民の方が使ってしまうとですね、自分の縄張りということで休憩施設にはならないわけでありまして、事業の目的とは多少変化してくるわけでありまして、あれはあくまでも、水辺環境整備ということで、普通の人々がダムに来た方があそこで休憩できるという施設でありますから、誤解のないように御理解を賜りたいと思います。

で、先ほどのダムの経済効果の話、確かにその通りでありますから、これからも維持管理をしながらですね、きちっとした形の位置づけにできればと、そう思っておりますので、ぜひ御協力をお願いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

あそこは町長の考えですね、水辺環境整備事業、まあこれは宝くじ助成事業でいただいたものですね。

そういう中で、その、町民がですね、あそこ、無料休憩所という発想もあると思いますが、これは民が活用してもその辺の、条件を付ける中でですよ、休憩をさせ

ることは私は可能だと思っていますから。あくまでも、当初その、設置当時の議論にかえった形での、やっぱり対応をと言いますかですね、していただければと思いますし、それ今は、あそこにはもう1件売店がありますよね。土産物がちょこちょこって売られているくらいしかないんですよ。そのためには、あそこをもうちょっと充実させていくという意味ではね、やっぱりあそこにあれだけの立派な施設が町長が貰ってこられた。じゃあそれを本当に、有効活用するということになれば、民に条件を付けてそこを憩いの場を兼ねてと、休憩所も兼ねてというような部分での対応は可能だと思いますので、ぜひその辺も含んでいただいた中での民活を利用し、佐久間ダムというものをさらに経済効果、あそこ自体がですよ、あそこから経済効果が生まれるようにぜひ、つくっていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、渡邊信廣君の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

12月12日、11日は議案調査のため休会とし、12月13日は、午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集を願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 2 4 分 ……………

平成 25 年第 5 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 25 年 12 月 13 日 午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算(第 3 号)について) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算(第 4 号)について) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算(第 5 号)について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 平成 25 年度鋸南町水道事業会計補正予算(第 3 号)について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 渡 邊 信 廣 君 | 2 番 | 小 藤 田 一 幸 君 |
| 3 番 | 緒 方 猛 君 | 4 番 | 鈴 木 辰 也 君 |
| 5 番 | 手 塚 節 君 | 6 番 | 黒 川 大 司 君 |
| 7 番 | 伊 藤 茂 明 君 | 8 番 | 松 岡 直 行 君 |
| 9 番 | 笹 生 正 己 君 | 10 番 | 平 島 孝 一 郎 君 |
| 11 番 | 中 村 豊 君 | 12 番 | 三 国 幸 次 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育	長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総 務 企 画 課 長		内 田 正 司 君	税 務 住 民 課 長	福 原 傳 夫 君
保 健 福 祉 課 長		渡 邊 昌 廣 君	地 域 振 興 課 長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長		前 田 義 夫 君	水 道 課 長	近 江 義 仁 君
監 査 委 員		川 名 洋 司 君	総 務 管 理 室 長	福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書	記 醍 醐 陽 子
---------	---------	---	-----------

…………… 開 議 ・ 午 後 2 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。
議員各位には御苦勞さまです。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第1 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明をいたします。

専決処分の御承認をお願いするものは、「平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）」について、でございます。

9月16日の台風18号による被災施設の修繕にかかる予算195万3,000円を9月24日に専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

7ページ、最終ページですけれどもお願いをいたします。

第9款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費の修繕料195万3,000円でございますが、海洋センター上屋膜体が被災したため、これにかかります修繕料をお願いし

たものでございます。

6 ページをお願いをいたします。

歳入ですが、今補正予算の財源といたしまして、第9款普通交付税 195 万 3,000 円を充当させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）」についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明をいたします。

専決処分の承認をお願いいたしますものは、「平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 4 号）」についてでございます。

10 月 15 日から 16 日にかけての台風 26 号による被災施設の修繕、災害復旧工事に係る測量・設計委託等にかかる予算、2,144 万 8,000 円を 10 月 31 日付で専決処分をさせていただきます。

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

7 ページをお開き願います。

第 3 款の総務費でございます。3 目の財産管理費で修繕料 22 万 2,000 円をお願いいたしました。この内訳といたしましては、鋸東コミセンの修繕 9 万 6,000 円、旧一中特別教室棟屋根 7 万 9,000 円等の修繕費でございます。

続きまして、第 7 款土木費でございます。第 2 項、第 2 目道路維持費、修繕料 423 万 8,000 円につきましては、道路等の応急復旧費用。また、廃棄物処理手数料等をお願いをするものでございます。

失礼いたしました。

道路等応急復旧費で、道路排水等の土砂撤去等の費用をお願いいたしました。

その下の 12 節の役務費でございますが、廃棄物処理手数料 37 万 8,000 円につきましては倒木等の処理費用をお願いしたものでございます。

第 9 款の教育費でございます。

5 項第 3 目の民俗資料館費でございますが、資料館の屋根が被災いたしまして、その修繕料といたしまして 55 万円をお願いいたしました。

6 項保健体育費でございます。2 目の体育施設費、修繕料 99 万 9,000 円につきましては、岩井袋野球場に係りますバックネット支柱修理費等をお願いをしたものでございます。

第 10 款災害復旧費でございます。第 1 項、第 1 目道路橋梁災害復旧費でございますが、委託料 1,207 万 1,000 円をお願いいたしました。

内訳につきましては記載のとおりでございますが、災害復旧工事に係ります調査等委託費用をお願いをしたものでございます。

8 ページをお願いいたします。

2 項の農林水産業施設災害復旧費でございます。1 目の農地災害復旧費では測量委託費といたしまして、299 万 9,000。299 万円の予算をお願いをしたものでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

歳入ですが、今補正予算にかかる財源といたしましては、第 9 款の普通交付税 2,144 万 8,000 円を充当させていただいたものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第3号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「一般職の職員給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明をいたします。

10月18日に千葉県人事委員会の勧告が出され、それに基づき条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、民間給与との格差0.09%を埋めるため、「若年層に限定して給料表の引上げをする改定」と50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、「55歳

を超える職員の昇給抑制の改定」をするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧願いたいと思います。

第6条の7「初任給、昇給及び昇格」では、55歳以上の職員は現行「2号給」昇給するところを「1号給」の昇給に改めようとするものでございます。

また、規則で定める職員にあつては57歳とする規定を新たに追加させていただくものでございますが、定年が、医師が65歳、用務員及び調理員が63歳であることから57歳以上を対象とするものでございます。

この部分の改正につきましては、施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

次に、給料表の改定でございますが、別表第1、一般行政職給料表の改定ですが1級から3級までの改定となります。1級においては1号給から68号給、2級においては1号給から36号給、3級については1号給から16号給が引き上げの対象となるものでございます。

鋸南町の職員に置き換えた場合の改定率は、平均0.84%のアップとなる見込みでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。

6ページにつきましては、別表第2、医療職の給料表、医療職給料表(二)ですが、該当する職種は、管理栄養士です。1級から4級までの改定となり、1級においては1号給から64号給、2級については1号給から44号給、3級については1号給から24号給、4級については1号給から12号給が引上げの対象となるものでございます。

なお、本給料表の適用となる職員の改定率につきましては、平均で0.72%のアップとなる見込みでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

医療職給料表(三)でございますが、該当する職種は看護師及び保健師でございます。本給料表につきましては、1級から4級までが改定となります。1級においては1号給から68号給、2級においては1号給から52号給、3級においては1号給から24号給、4級においては1号給から9号給が引き上げの対象となるものでございます。

鋸南町では、今回の改定では該当する職員はございませんでした。

なお、各給料表の改定は、平成25年4月の時点における格差を基準としていることから平成25年4月に遡及をして改定を行うものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第4号「鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第4号「鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第2条「不均一課税」につきましては、固定資産税の特別措置に適用される特別償却設備等の取得価格を省令の条項を引用し取得価格の「2,500万円」を「2,700万円」にしようとするものでございます。

附則2「失効」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、有

効期限が5年間延長されたことに伴い失効期限の平成28年3月31日を平成33年3月31日にしようとするものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第5号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

水道課長より議案の説明を求めます。

水道課長 近江義仁君。

〔水道課長 近江義仁君 登壇〕

○水道課長（近江義仁君）

議案第5号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正されました。

改正された内容は、消費税率を平成 26 年 4 月 1 日から現行 5 % を 8 % にしようとするものであります。

この法律の改正に伴い、鋸南町水道事業給水条例の一部改正が必要となりましたのでお願いするものであります。

それでは、新旧対照表にて御説明いたします。

第 26 条では、水道料金の額について規定しております。

基本料金と超過料金の合算額に 100 分の 105 を乗じた額としておりましたが、改正により 100 分の 108 にしようとするものであります。

また、第 27 条メーター使用料及び第 34 条加入者分担金についてもそれぞれ 100 分の 105 を 100 分の 108 にしようとするものであります。

施行期日ですが、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

水道料金に関する経過措置であります。施行期日の前から継続している水道で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までに水道料金及びメーター使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る水道料金及びメーター使用料については、なお従前の例によるとありますが、これは 4 月の水道料金等については旧料金での支払、5 月から新料金が適用されるものであります。

以上で説明終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第6号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律が、平成26年4月1日より施行されることに伴い、消費税率が5%から8%に引き上げられ、鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する必要が生じたので、改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

第2条では、使用料及びその算定方法について規定しておりますが、第2項で、病院における診断書及び証明書を交付する際の文書料を現行では、消費税5%を加算した額で現在規定しておりますが、消費税8%を加算した額に改正するものです。

第3項では、入院に際し使用する病室の差額金について規定しておりますが、1人部屋及び2人部屋についても、消費税8%を加算した額に改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第7号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第7号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」御説明をいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ2億9,958万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,159万8,000円とするものでございます。

それでは、11ページをお開き願います。

歳出から説明をさせていただきます。

初めに、各費目にわたります人件費の補正についてでございますが、給与改定による増額その他、休職等による給与費の減額により、総額では409万4,000円の減額となります。

第2款の総務費でございます。第3目の財産管理費でございますが、需用費、修繕料でございますが、42万8,000円をお願いしてございます。修繕料の内訳といたしましては、庁舎北側玄関の自動ドアの修繕32万6,000円のほか、一般修理費に係ります補正を

お願いをしたものでございます。

13 節の吉浜岸壁現況調査委託、10 万 5,000 円につきましては、吉浜岸壁の陥没の原因を潜水士により調査する費用をお願いするものでございます。

12 ページをお願いいたします。

下から 2 段目となりますが、国民健康保険特別会計への繰出金 2 万 3,000 円につきましては、給与改定に伴う繰り出しとなっております。

その下の、後期高齢者医療特別会計繰出金 20 万円につきましては、人間ドック利用助成金に係ります繰出金でございます。

13 ページをお願いいたします。

4 目の老人福祉センター費でございますが、現在行っております、温泉掘削後、揚湯装置の設置に係る許可申請業務の委託といたしまして、委託料 44 万 5,000 円をお願いいたしました。また、温泉工事の完成に向けて温泉揚湯装置設置と温泉引込工事費といたしまして合計で 935 万 6,000 円をお願いをするものでございます。

8 目の障害福祉費でございます。前年度の清算金 129 万 5,000 円をお願いするものでございます。

ページの一番下になりますが、学童保育所の改修工事費 392 万 7,000 円でございます。これにつきましては、来年度学童保育所統合に向け勝山学童保育所の改修を行うものでございます。主に建物の補強、屋根の改修、エアコンの設置などを行うものでございます。

14 ページをお願いいたします。

4 款衛生費の 1 目保健衛生総務費でございます。第 4 節の共済費から 12 節の役務費につきましては、合計 73 万 2,000 円をお願いしてございますが、産休代替職員の 1 月から 3 月分の賃金等をお願いするものでございます。

19 節でございます。安房医療福祉専門学校建設等事業費補助金 205 万 4,000 円につきましては、社会福祉法人太陽会が来年 4 月の開校を予定しております看護学校の建設事業費等に対し助成を行うものでございます。館山市を除く 2 市 1 町で総額 2,000 万円を助成するものでございますが、それぞれ人口案分に基づきまして助成額を算出しております。

4 目の保健福祉センター費でございます。保健福祉センター費では 1,641 万円の補正をお願いしてございますが、委託料でございますが、91 万円、1 階事務室の集団指導室系統と 2 階の空調設備を改修するもので、それに係ります設計委託費でございます。また、15 節の工事請負費では、工事請負費 1,550 万円をお願いしてございます。なお、本事業につきましては、元気交付金 1,609 万 8,000 円を充当して事業を行うものでございます。

5 目の病院費でございますが、病院会計繰出金 1,785 万 9,000 円につきましては、旧法務局解体工事費 1,500 万円。また、来年度実施予定の防水工事、3 階改修に係る設計

委託費 285 万 9,000 円に対する繰出金でございます。なお、設計委託に元金交付金 142 万 8,000 円を充当するものでございます。

第 5 款の農林水産業費、第 4 目の園芸振興費でございます。19 節でございます。産地整備支援事業補助金 11 万 4,000 円につきましては、輝けちばの園芸補助金といたしまして、鋸南枇杷組合が購入する枇杷の害虫防除機に対し事業費 3 分の 1 を県が町を通じてですね、組合に助成をするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

3 目の漁港管理費でございますが、15 節工事請負費 460 万円につきましては、野積場の補修工事でございます。野積場の埋立土の吸出し等を補修するものでございます。

16 ページをお願いいたします。

7 款の土木費でございます。国土調査費に係ります委託料 24 万 1,000 円につきましては大震災の影響による 19 年度設置の多角点の検証測定の委託費の増額によるものでございます。

9 款の教育費でございます。第 2 項の小学校費、1 目の学校管理費でございますが、15 節の工事請負費でございますが、勝山小学校プール経年劣化によりプールの浄化装置の改修工事費として 760 万 4,000 円。また、鋸南小学校開校記念碑の設置工事費といたしまして 85 万円をお願いするものでございます。

17 ページをお願いいたします。

3 項の中学校費でございますが、15 節の工事請負費でございます。鋸南中体育館の照明昇降機改修と電球交換に係ります事業費といたしまして 121 万 7,000 円をお願いをするものでございます。

10 款の災害復旧費でございますが、第 1 項 1 目の道路橋梁災害復旧費につきましては、工事請負費 6,650 万円。台風 26 号によります町道 8 路線の復旧工事費でございます。

2 目の河川災害復旧費、1,150 万円につきましては、2 カ所の復旧工事費でございます。

次に、2 項のですね、農林水産業施設災害復旧費でございますが、1 目の農地災害復旧費につきましては、936 万 6,000 円、小保田他 3 カ所の復旧工事費でございます。なお、財源欄内訳の 187 万 3,000 円につきましては受益者の分担金でございます。

次に 2 目の農業用施設災害復旧費 163 万 8,000 円につきましては、小保田他 1 カ所の復旧工事費をお願いをしております。

18 ページをお願いいたします。

4 目の漁港施設災害復旧費 130 万円につきましては、中央公民館海側の吉浜護岸水叩き 10.5 メートルの復旧工事費でございます。

12 款の諸支出金、1 目の財政調整基金費でございますが、総額で 1 億 4,433 万 1,000 円の積立をするものでございますが、財源内訳の欄を御覧いただきたいと思います、特定財源に 4,152 万 2,000 円とございます。これは来年度事業に充当いたします、地域の元金交付金事業分でございます。一般財源の欄にございます 1 億 280 万 9,000 円が今

補正の余剰分として財政調整基金に積立をするものでございます。

補正後の財政調整基金残高は、9億8,646万円の見込みとなるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第8款の地方特例交付金につきましては、交付額の確定により、12万円の増額をするものでございます。

第9款の地方交付税でございますが、普通交付税1億9,927万9,000円を計上しております。

今年度の普通交付税の交付確定額は18億6,268万円で留保額全額を予算化したものでございます。

第11款の分担金187万3,000円につきましては、歳出で御説明いたしましたが、農地災害復旧工事に係ります受益者の分担金でございます。

第13款国庫支出金でございますが、1項3目の災害復旧費国庫負担金といたしまして、公共土木施設災害復旧費負担金5,202万5,000円。また、2項の国庫補助金につきましては、総務費国庫補助金で地域の元気臨時交付金475万2,000円をお願いをしておりますが、補助率・交付率の増額等によりまして、交付限度額が増額となったものでございます。

14款県支出金でございます。第2目の県補助金でございますが、災害復旧費補助金といたしまして574万7,000円をお願いをしております。

10ページをお願いいたします。

雑入でございますが、県税の取扱費交付金33万1,000円につきましては上半期分9月30日までの取扱額1,660万8,279円の2%分を計上をさせていただきました。宝くじ交付金617万円につきましては、サマージャンボ宝くじ分に係ります交付金でございます。

20款の町債でございますが、災害復旧費に係ります起債といたしまして、2,890万円を借り入れをしようとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございますが、災害復旧事業といたしまして、地方債2,890万円を追加をするものでございます。

6ページをお願いします。

第3表の債務負担行為の補正でございますが、学校給食センター調理・配送業務委託といたしまして、限度額9,426万4,000円。また子ども子育て支援システム導入事業といたしまして、限度額390万3,000円の債務負担行為を新たに追加しようとするものでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページは地方債に関する調書でございます。

表の右下になります、47億8,481万2,000円が平成25年度末の起債残高見込みとなるものでございます。

20 ページから 24 ページは給与明細書となりますので、御参照をお願いをしたいと思います。

以上で、議案第 7 号「平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 5 号）」の説明を終わります。

よろしく、御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、4 番鈴木辰也君。

○4 番（鈴木辰也君）

13 ページの 3 款民生費、第 2 項、第 4 目学童保育費の 15 節工事請負費についてお伺いします。

学童保育改修工事として、392 万 7,000 円の説明が建物の補強、屋根の修理、改修、エアコンの設置等という説明がありましたけれども、この建物の補強と言うのは耐震補強とか弱くなったところの補強とかいろいろ考えられますけれども、この工事のですね、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

この改修費の具体的な内容ということでございます。

まずあの、屋根の部分につきましては、現在の瓦屋根から、ガルバリウム鋼板葺き、現在使用しております学童施設の屋根にあります同様のものがございます、いわゆるトタン屋根にいたします。

屋内につきましては、4 面の壁があるわけですが、その柱部分を 4 メートルの柱 16 本、それと 1.5 メートルの火打ち 16 本をもって、補強をさせていただく予定でございます。

床の部分につきましては、部屋の広さが 50 畳ほどございますが、畳を子どもたち、幼稚園児が過ごしやすいようにですね、18 枚、18 畳分を敷かせていただこうと考えております。

最後に空調の関係ですが、壁掛け用のエアコン大小併せて 2 台を設置をさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まあ、壁の、壁を柱で補強するということですからけれども、これは耐震補強になるのかどうか1点と、この来年の4月からは鋸南学童として保田地区の子どもたちが一緒になります。現在保田の学童保育所に通っている子どもたちが31名、それでまあ、6年生はゼロ人ですので、まあ、そのまま今通っている子どもたちが勝山の旧、勝山幼稚園の今学童をやっている園舎の方に来ると。約90ちょっとの子どもたちがあそこの園庭で学童をするということになりますけれども、非常に今の園庭の広さからするとですね、子どもの数が多いんではないかなというふうに感じますけれども、その対策っていうのはなにか考えているのかどうか。

その2点お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

1点目の、この柱の補強等で耐震の補強までということ考えているかということでございますけれども、これについてはですね、耐震を診断することまではいたしませんけれども、この部分の、プロの目から見たこの補強で対応できるという判断で対応させてもらうということでもあります。

次にあの、学童が来年90名ほどになるだろうということで、私どもも想定をしております。学童につきましては、元々校庭でですね、遊ぶ時間を過ごすということでありましたけれども、勝山小学校の色々な工事の関係でどうしてもそこでは無理だということで、一時的に園舎で遊ぶということがございました。

来年の4月からはですね、まあ、幼稚園、学童の前、保育園の前の園庭につきましては、保育園児と幼稚園児の遊び場とし、小学生の児童については、本来あるべき、校庭で遊んでもらうと。このように工夫をして、対応させていただこうと思っております。

まあ、怪我や事故等がないように、今後十分保育士と指導員、よく連携を取りながら、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

学童保育は本来学校の空き教室を使ってやるということからスタートしたと思います。今の鋸南町の子ども的人数から見ますと、まあ、推定ですけれども、6・7年は勝山、鋸南、まあ、勝山小学校の空き教室は出てこないのではないかなというふうに考えます。

私はあの、災害発生時にですね、少しでも不安のある建物で、学童保育というのはですね、やるべきではないというふうに思います。それでまあ、学童保育というのはです

ね、やっぱり子どもたちが安全で安心して通える施設で行うべきだと思いますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君

○副町長（川名吾一君）

ただいま鈴木議員の御質問のとおりだと、このように思っております。

しかしながら、すぐに当該施設を改修あるいは立て直すということには、計画等も含めてですね、詳細なものができ上がっておりませんので、一般質問等でもお答えさせていただきましたが、今後十分に検討する中でですね、対応の方をしていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

はい、1番渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今の鈴木議員の関連になります。

今学童のですね、えー、改修の工事の中身で、私はわからないんで教えていただきたいんですが、学童の場合には幅広い子どもたちがその場所を使っての保育になろうかと思えます。その場合にトイレの関係がですね、私が見た限りでは、幼稚園の時のトイレのようなちいちゃいもののような記憶があるんですが、その辺についてを現状どうなっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

今現在の、これあの、勝山学童の話として、まあ、トイレの状況はということでありましてけれども、最近の子どもたちはトイレの使い勝手について、洋式が基本であるという中で、和式のトイレが主でありますけれども、なかなか使用するには先生方のいろいろな面倒も必要だということがございます。

で、トイレにつきましては、子どもたちが安心してと言いますかね、落ち着いてトイレが使用できるようにですね、ポータブル的な簡易な洋式のものをもってですね、今後対応していきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、他に質疑はございますか。

はい、11番中村豊君。

○11番（中村豊君）

ちょっと老人福祉センター、13ページの温泉の件について伺いたいんですけども、

うちの近くでやっているわけですがけれども、最近掘削工事が終わったようではありますが、今の時点でわかるかどうか、調べてあるかどうかわかりませんが、温泉は今の状態で出そうか、出そうじゃないかというのはどうですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

現在温泉の成分を分析していただくよう、検査の方を行っております。

年内には、成分の方がはっきりわかるのではないかと思います。

で、あの、温泉が出るか出ないかっていうことなんですが、湯量につきましては、1日当たり3.5トンというような形で報告を受けております。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、11番中村豊君。

○11番（中村豊君）

ということは1日3.5トン出ると、だろうと、いうことでよろしいですね。

まあ、ただ、あの、1,000万から一般財源、1,000万近くの金をかけるんですからね、そのお湯が出ないのに配管してもつまらないなという感がしていましたけれどもね。

また、これ使っているうちにどんどん減っていつちゃって、出なくなっちゃうということも想定的にはまるで考えられないわけじゃないんでね。

もし、もしって言う言葉が良いかどうかわかりませんが、そういう想定があった場合の対応というのはなにか考えられる。考えています。

ちょっと難しいところ、推測で悪いけど。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

確かにそういう懸念はあるわけではございますが、今のところまあ、順調にですね、湯量はお出しておりますし、一応升をつくる予定であります。升にためまして、計画的に老人センターの方に送っていく予定でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、3回目です。

中村豊君。

○11番（中村豊君）

前の使っていた時も毎日その温泉は使っていたということ、ただし、まあ、その温泉がいや、今日は出ないから駄目だよってということだけは絶対にないように毎日使えるようになることを望んで質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

はい、12番三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

私もこれ、教育課の関係になります。

17ページの、中学校の照明の修理の関係で。

これ、私見た時、かなりの数ついていなかったんですけども、何灯中どのくらいついていなかったのか、お答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

現在の鋸南中学校の体育館照明の状況でございますけれども、天井には44基の照明灯がございしますが、現在は19基のみ点灯しておりまして、25期が点灯していないという状況でございます。この25基の対応をお願いしているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

私、体育館に行った時、かなり暗いなっていう感じがしたんですね。

で、この照明器具かなり高い所にあるんで、ちょこちょことっていうわけにもいかないと思うんですが、これ例えば明るさがこのくらいになったら取り替えるとか、このくらいまでという考え方は教育課としては持っているかどうか。

とにかく、私、かなりの数が切れていて、もう切れている方が多かったからね、ついでにやつより。これでは、中学生があそこでスポーツをするにしてもなにしても、とにかく、支障を感じるんじゃないかなというような思いをしたもので、今後の修理環境を整えていくためにもそういう基準があるかないか。もしないんだったら今後そういうものをつくっていく考えがあるかどうか。どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

この体育館の、いわゆる照度の関係でありますけれども、これは基準がございします。これは学校環境衛生基準あるいは物については実規格の照度の基準がございします。基本的に体育館においては300ルクスというものが平均的に照度として確保されるべきだという基準がございします。

今の現状ですと、ムラがあるような現状がございしますので、今回直させていただいて、その照度を確保していきたいということであります。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、3回目です。

○12番（三国幸次君）

3回目だよね、もうね。

それじゃあ、現状でどのくらいのルクスになっていたのか。あるいは、今後どのくらいになったら修繕するののかという点で、考え方がはっきり示されなかったんですけれども、その辺を答えてもらって質疑を終わりたいと思います。

で、ちょっと待ってください。

今後ね、そういう意味ではそういう基準とか考え方をはっきりしてもらって、いかにももう暗いっていうふうに感じられるような状態にならないように対処してほしいなど要望も含めて質疑を終わります。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

今回あの、この照明を直させていただきたいということでございますけれども、電動式ですね、ボタンで上下するように一つひとつがなっております。

それも十分に降りてこないようなものもございますので、それらの10カ所の点検。

それと、ランプでありますけれども、現状ですね、メタルハロイドランプというものを25基取り替えさせていただこうと思っておりますが、これについては、あの、寿命がですね、6,000時間から8,000時間をもつということでもありますので、1日3時間程度、また年間250日程度の使用でいった場合には8年あるいは11年くらいの寿命で対応をできるというふうに考えておりますので、今後使用状況によりましてけれども、10年を単位に次はまた時期が来るのかなとそういうふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑がございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

ないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

4番鈴木辰也君。

〔4番 鈴木辰也君 登壇〕

○4番（鈴木辰也君）

私は、一般会計補正予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

本補正予算に計上されている学童保育所の改修工事については、改修しようとする職

員室は昭和 46 年に建設され、42 年が経過しています。

そのような建物の改修工事をし、学童保育所として使用するのではなく、別の安全な場所で行うべきと考えます。現在使用している旧勝山幼稚園園舎においても、築 55 年が経過しており、災害発生時に子どもたちの安全が守れるかどうか不安があります。

少しでも不安のある建物で子どもたちの学童保育をすることには私は反対です。

町はそのような建物に改修費をかけて使用するのではなく、安全で安心して通わせられる場所で学童保育をするべきです。

そのような考えから議案第 7 号「平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算」には反対であることを表明し、反対討論とします。

○議長（伊藤茂明）

賛成討論はありませんか。

他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 8 議案第 8 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 8 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1 ページを御覧ください。

「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入歳出それぞれ 1,351 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 6,259 万円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7 ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、当初見込み額が、伸びていることから 208 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

増額となった、主な要因といたしましては、一般被保険者の入院による増が、主な要因でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費につきましては、686 万 9,000 円の増額補正でございます。2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、453 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者療養給付費と同様の要因により見込み額が伸びたため、増額補正をお願いするものでございます。

8 款保健事業費、1 目施設管理費 2 万 3,000 円につきましては、給与改定に伴う、職員に係る人件費の補正をお願いするものでございます。

以上で歳出を終わります。

続きまして歳入を。歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

2 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の増額に伴い 286 万 4,000 円を増額しようとするものでございます。

3 款療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金 453 万 8,000 円につきましては、退職被保険者等に係る給付費で、診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金、1 目財政調整交付金につきましては、療養給付費等負担金同様、療養給付費の増額に伴い、71 万 6,000 円を補正しようとするものでございます。

7 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、給与改定に伴う補正額 2 万 3,000 円を一般会計からお願いするものでございます。

9 款諸収入、1 目一般被保険者第三者納付金 537 万 1,000 円の補正につきましては、国民健康保険の加入者が交通事故等により国保による治療を受けた場合、その費用を加害者から責任割合に応じた金額が損害賠償金として、国保連合から納付されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第9 議案第9号「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第9号「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。

「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億559万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので最後のページ、7ページを御覧ください。

3款保健事業費、2目疾病予防費の、19節負担金補助及び交付金は、人間ドック助成金20万円の補正をお願いするものでございます。

補正の主な理由は、当初の見込みより、生活習慣病の予防のための人間ドックを希望される方が多くなったことから予算の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

前のページ6ページをお願いいたします。

2款繰入金、1目事務費繰入金として、同額の20万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第10 議案第10号「平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第10号「平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

補正予算実施計画により、御説明いたします。

収益的収入の第1款病院事業収益では、1,500万円を増額し、補正後の総額を3,814万円とするものでございます。

内訳ですが、第2項医業外収益、第2目他会計補助金の一般会計補助金において、旧

法務局の解体のため、一般会計からの補助金を増額補正するものでございます。

収益的支出の第1款病院事業費用では、1,752万5,000円を増額し、補正後の総額を6,871万9,000円とするものです。第3項特別損失、第1目その他特別損失の1,752万5,000円の追加でございますが、旧法務局建物の取り壊し費用として1,500万円、同資産の除却費として、252万5,000円を計上してございます。

続きまして、資本的収入の第1款資本的収入では、285万9,000円を増額し、補正後の総額を5,027万円とするものです。

病院屋上等について、経年の劣化が進み、雨漏りの対策を中心に施設の改修等を行う必要がございます。本年度はこの改修の設計を行うものであり、第1項出資金、第1目一般会計出資金について、285万9,000円を増額し、財源といたします。また、資本的支出の第1款資本的支出では、285万9,000円を増額し、補正後の総額を5,027万円とするものでございます。第2項建設改良費について、285万9,000円を設計に係る費用として計上いたしました。

3ページをお願いいたします。

平成25年度の鋸南病院資金計画ですが、年度末における資金残高は703万3,000円を見込んでおります。

4ページから6ページは平成24年度の損益計算書及び貸借対照表、7ページ・8ページは平成25年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 11 議案第 11 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

水道課長より議案の説明を求めます。

水道課長 近江義仁君。

〔水道課長 近江義仁君 登壇〕

○水道課長（近江義仁君）

議案第 11 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、御説明いたします。

今、補正予算については、職員給料表の改定に基づき職員給与費の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、2 ページをお願いいたします。

実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入については、今回補正はございません。

支出において、第 1 款水道事業費を 1 万 6,000 円増額し、4 億 4,112 万 4,000 円にしようとするものであります。

内訳であります。第 1 項営業費用、第 1 目原水及び浄水費について、職員給与費 1 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。

次に資本的収入及び支出ですが、収入及び支出とも、今回補正はございません。

3 ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、9 月の決算認定を受け、受け入れ資金として、2,002 万 3,000 円を増額補正し、7 億 2,279 万 1,000 円に、また、支払資金は、136 万 9,000 円を減額し、4 億 9,512 万円にしようとするものであります。差し引きで 2,139 万 2,000 円が増額され、資金残高は 2 億 2,767 万 1,000 円となる見込みでございます。

4 ページをお願いいたします。

給与費明細書であります。給料表改定に伴う人件費の状況であります。

5 ページから 7 ページは、平成 24 年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、8 ページ・9 ページは、平成 25 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成 25 年第 5 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午後 3 時 1 5 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成26年 1月20日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 黒 川 大 司

署 名 議 員 三 国 幸 次